付表 1 各民族優生保護法案の比較

付表 1 各	民族慢生保護法案の比較	
	民族優生保護法案	民族優生保護法案
	(第 65 回帝国議会:荒川五郎君外 1 名提出)	(第 70 回帝国議会:荒川五郎君外 3 名提出)
	(第 67 回帝国議会:荒川五郎君外 3 名提出)	(第73回帝国議会:八木逸郎君提出)
	(第0)固币国威会:加州亚岛石外3石淀山/	
H //		(第74回帝国議会:八木逸郎君外1名提出)
目的	民族の優生を保護助長し悪種遺伝を防止根絶する	我が民族の優秀なる素質を保護し悪質遺伝を防遏する
対 象	① 殺人、強盗その他凶暴な犯罪者でその悪質を遺伝	精神薄弱者、癲癇者、精神乖離症者、躁鬱病者、ハン
	すべきと認められる者	チントン氏舞踏病者、強度な病的人格者、遺伝性盲者、
	② 精神狂症、遺伝的脳脊髄病、早発性痴呆症等でそ	聾者又は強度な身体的畸形者でこれら劣等な素質を
	の症状によりこれら悪疾を遺伝すべきと認められ	遺伝するおそれ顕著なるもの
	る者	ZA / Duo Chosker & Do
	③ 諸種の中毒症、ヒステリー、遺伝性不具、結核病、	
	癩病等の重症者その他優生学上不正常児以外は産	
	めないと認められる者	
手術方法	保性断種	断種(精子又は卵の輸精管又は輸卵管を通過すること
		を不可能ならしめる手術)
申請者		① 本人
д ан г		② 戸主、法定代理人又は保佐人、官公立の精神病院、
		刑務所、矯正院又は教護院の長
		戸主、官公立の精神病院等の長の場合は本人の同意を
		要す、ただし本人が無能力者のときはその配偶者、法
		定代理人又は保佐人の同意で可
審査機関		優生診定委員会(保健衛生に従事する官吏及び医師若
		干名で組織、厚生大臣*が任命又は嘱託)
		(※第70回帝国議会提出法案では内務大臣)
手続		地方長官は、申請を受けたときは優生診定委員会の議
1 //96		に付し、優生診定委員会は3月内に断種の適否に関す
		る協議をなし、その結果を厚生大臣*に具申しなけれ
		ばならない
		厚生大臣*は、断種を適当とする旨の具申を受けたと
		きは、1月以内に指定する場所において任命された医
		師に断種手術を行わせなければならない
		(※第70回帝国議会提出法案では内務大臣)
報告		断種の手術をした医師は手術後 30 日以内に手術の結
		果及び経過を厚生大臣*及び優生診定委員会に報告し
		木及り柱通で序上八色 及り優上的足姿負去に報告し なければならない
ナイン ナケッケ		(※第70回帝国議会提出法案では内務大臣)
守秘義務		断種に関与した者は断種を受けた者の住所、氏名及び
		断種状況について秘密を守る義務を有す
人工妊娠	断種対象者の悪種を懐妊した者に対しては法医審判	
中絶	を経て堕胎させる	
結婚制限	断種対象者で断種法の施術を受けない者又は梅毒淋	
	疾の帯患者で完全に治癒していない者は婚姻できな	
	* 全て婚姻しようとする者は法律上の条件を具備した	
	主く婦婦しようとする有は伝律工の未件を共帰した 旨の当該官公吏の証明書及び医師の健康診断書を提	
	出して婚姻許可証を受けなければならない	
罰則	以下の各号に該当する者は、1年以下の禁固又は500	秘密を守る義務に違反した者は 6 月以下の懲役又は
	円以下の罰金に処す	500円以下の罰金に処す
	①本人が欺罔して婚姻したとき	
	②本人又は家族が虚偽の申立をしたとき	
	③故なく本法の手術を拒んだとき	
	④許可証なく婚姻したとき	
施行日	勅令をもって定める	 勅令をもって定める
까뜨기 티	M 1 に ひつ くためる	がりにひってためる

(出典) 各民族優生保護法案を基に作成。

付表 2 国民優生法、優生保護法案(昭和 22 年提出)、旧優生保護法(昭和 23 年制定)の比較

		国民優生法(昭和 15 年法律第 107 号)	優生保護法案(昭和 22 年第 1 回国会衆法第 11 号) (未成立)	旧優生保護法(昭和 23 年法律第 156 号) (昭和 23 年制定時)
目	的	悪質なる遺伝性疾患の素質を有する者の増加を防遏する とともに、健全なる素質を有する者の増加を図り以て国民 素質の向上を期すること(第1条)	母体の生命健康を保護し、且つ、不良な子孫の出生を防ぎ、 以て文化国家建設に寄与すること(第1条)	優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、 母性の生命健康を保護すること(第1条)
	優生/ 断種手術等	生殖を不能にする手術又は処置にして命令を以て定める もの(第2条)	永久に生殖を不能にする手術を意味し、男子では精管、女性では卵管の切断又は結紮などを指す。 放射線照射とは、永久に生殖を不能にするレントゲン線、 ラヂウム線など放射線の照射を意味し、去勢量照射を指 す。 (第2条)	生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもって定めるもの(第2条第1項))
	人工妊娠 中絶			胎児が、母体外において、生命を保続することができない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出すること (第2条第2項)
	で優生	本人は以下の場合には優生手術を受けることができる。 ただし、特に優秀なる素質を併せ有すと認められるとき は、この限りではない。(第3条)	医師は、以下の理由があるときは、本人又は配偶者に対して断種手術又はレントゲン照射を行うことができる。(第3条)	医師は、以下に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(事実婚を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。ただし、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。(第3条第1項)
	要件	① 以下の疾患に罹った者でその子孫が医学的経験上同一の疾患に罹る虞れ特に著しいとき (第1項)遺伝性精神病(1号)、遺伝性精神薄弱(2号)、強度かつ悪質なる遺伝性病的性格 3号)、強度かつ悪質なる遺伝性身体疾患(4号)、強度なる遺伝性畸形の患者(5号)② 4親等以内に1号~5号に罹患している又は罹患した者がいる者同士で結婚する場合(事実婚を含む)で将来出生すべき子が医学的経験上同一の疾患に罹るおそれ特に著しいとき (2項)③ 1号~5号に罹患した子を有する者で将来出生すべき子が医学的経験上同一の疾患に罹るおそれ特に著しいとき (3項) (第3条)	 ① 妊娠分娩が、母体の生命又は健康に危険を及ぼすおそれあるとき(1号) ② 本人又は配偶者が、悪質な遺伝性素質、例えば遺伝性の精神病、精神薄弱、病的性格、身体疾患、畸形をもち、かつ子孫にそれが遺伝するおそれあるとき(2号) ③ 本人又は配偶者が、悪質な遺伝性素質を現在はもっていなくとも、近親者にその素質をもっている者が多くて、子孫にそれが遺伝するおそれあるとき(3号) ④ 本人又は配偶者が、遺伝性は明らかでなくとも、悪質な病的性格、酒精中毒、根治し難い梅毒をもっていて、生れ出る子に対して悪い影響を及ぼすおそれあるとき(4号) ⑤ 病弱者、多産者又は貧困者であって、生まれ出る子が病弱化し、あるいは不良な環境のために劣悪化するおそれあるとき(5号)(第3条) 	 ① 本人又は配偶者が、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの(1号) ② 本人又は配偶者の4親等内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患、遺伝性畸形を有し、かつ子孫にこれが遺伝するおそれのあるもの(2号) ③ 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、かつ子孫にこれが伝染するおそれのあるもの(3号) ④ 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの(4号) ⑤ 現に数人の子を有し、かつ分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの(5号) (第3条第1項)
	申請手続・同意等	本人同意(第4条):3条の規定により優生手術を受けることができるものは優生手術の申請をすることができる。(第7条第1項) ① 本人による申請:本人が地方長官に申請配偶者(事実婚を含む)あるときは配偶者の同意を、	医師は本人の同意並びに配偶者あるときは配偶者の同意 を得なければならない。 本人が未成年者又は心身喪失者のときは、親権者又は後見 人の同意で可 (第4条)	医師は、本人の同意並びに配偶者があるときは配偶者の同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。(再掲) (第3条第1項) 配偶者が不明又は意思表示ができないときは、本人の同意 のみで可(第3条第2項)

2 3 金典報、 中東京経費のときた文庫 (新聞して経路者 のおしへからときは現得者のよう の間性を乗す 2 本人が「中越来着のときは、その文明、現代者があるとはは無常な理解者のな世界の原立中。 ② (① 以び即で配信者が不明。以立即出来をさかいときは、近のな理をものと呼称の定す。 ② (② 以び即で配信者が不明。以立即是本の文音が、				
を不能にすることを本人(本人が心神喪失者のときは本人に代わる同意者)が了知した旨の医師の証明書(強制手術と同じ) (第7条第2項) 審査・ ① 地方長官はあらかじめ地方優生審査会の意見を聴いて、優生手術実施の認否を決定する。② 地方長官が決定したときは申請できる者及び同意を要する者に通知する。(強制手術と同じ)(第8条) 不服申立 ① 通知を受けるべき者は決定に不服があるときは原則として30日経過前に厚生大臣に不服申立できる② 厚生大臣は、①の申立を受理したときは、あらかじめ中央優生保護審査会の意見を聴いて申立の却下又は地方長官の決定取消し・優生手術実施の可否を決定する③ 厚生大臣が決定したときは申請できる者及び同意を要する者に通知する(強制手術と同じ)(第9条~第10条) 手術の ① 優生手術を行うべきものと認める決定確定したとき東施		の家に入ったときは配偶者の父母)の同意を要す ② 本人が心神喪失者のときは、その父母、配偶者があるときは配偶者及び配偶者の父母が申請できる。 ③ ①又は②で配偶者が不明又は意思表示できないときは、①は配偶者の父母の同意で可、②は配偶者の父母のみで申請できる。 ④ ①②③で父母の一方が不明、死亡、家を出たとき又は意思表示ができないときは他の一方のみの同意又は申請で可、 父母が両方とも不明、死亡、家を出たとき又は意思表示ができないときは後見人の、後見人が不明、いない、意思表示ができないときは万主の、戸主が不明、未成年、意思表示ができないときは現族会の同意で可(②の申請は不可)。 ※③④は同意申請、添付書類にも準用 同意申請(第5条) 本人の診療等を行っている精神病院長、保健所長、命令で定める医師は本人の同意(配偶者あるときは配偶者、25歳未満又は心神衰弱者のときは父母の同意も必要)を得て地方長官に申請できる。(第7条第1項)		
決定 て、優生手術実施の認否を決定する。 ② 地方長官が決定したときは申請できる者及び同意を要する者に通知する。 (強制手術と同じ)(第8条) — 不服申立 ① 通知を受けるべき者は決定に不服があるときは原則として30日経過前に厚生大臣に不服申立できる。 ② 厚生大臣は、①の申立を受理したときは、あらかじめ中央優生保護審査会の意見を聴いて申立の却下又は地方長官の決定取消し・優生手術実施の可否を決定する。 ③ 厚生大臣が決定したときは申請できる者及び同意を要する者に通知する。 (強用手術と同じ)(第9条~第10条) 手術の 実施 ① 優生手術を行うべきものと認める決定確定したときは本人は命令の定めるところにより手術を受けなけれ	添付書類	を不能にすることを本人(本人が心神喪失者のときは本人に代わる同意者)が了知した旨の医師の証明書(強制手術と同じ)		_
として 30 日経過前に厚生大臣に不服申立できる ② 厚生大臣は、①の申立を受理したときは、あらかじめ 中央優生保護審査会の意見を聴いて申立の却下又は地 方長官の決定取消し・優生手術実施の可否を決定する ③ 厚生大臣が決定したときは申請できる者及び同意を 要する者に通知する (強制手術と同じ)(第9条~第10条) 手術の 実施 ① 優生手術を行うべきものと認める決定確定したとき は本人は命令の定めるところにより手術を受けなけれ		て、優生手術実施の認否を決定する。 ② 地方長官が決定したときは申請できる者及び同意を 要する者に通知する。		_
実施は本人は命令の定めるところにより手術を受けなけれ		として30日経過前に厚生大臣に不服申立できる ② 厚生大臣は、①の申立を受理したときは、あらかじめ中央優生保護審査会の意見を聴いて申立の却下又は地方長官の決定取消し・優生手術実施の可否を決定する ③ 厚生大臣が決定したときは申請できる者及び同意を要する者に通知する (強制手術と同じ)(第9条~第10条)	_	
		は本人は命令の定めるところにより手術を受けなけれ	_	_

		② 優生手術は厚生大臣又は地方長官の命により命令で 定める医師が命令で定める場所で行う。 (強制手術と同じ)(第13条第1項・第2項)		
	の優生 種手術			
1	要 件	同意申請(第5条)を行える者が本人の疾患著しく悪質なるとき又はその配偶者が本人と同一の疾患に罹っているとき等その疾患の遺伝を防止することを公益上特に必要ありと認めるとき (第6条)	① 裁判所が常習性犯罪者に対し、その者の犯罪的性格が子に伝わることを防ぎ、且つ、不良な環境の影響によってこの不良化を防ぐことが公益上必要であると認めるとき (第5条) ② 精神病院の院長及び癩収容所の所長がその収容者に対して子孫への遺伝を防ぐために、その者の生殖を不能とする必要を認めたとき (第6条)	別表に掲げる疾患の罹患者(遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、強度かつ悪質な遺伝性精神変質症・病的性格・身体疾患、強度な遺伝性畸形、その他厚生大臣が指定するもの)(第4条、別表)
	申請手続	同意申請を行える者は、上記のときは必要な同意を得ることができない場合でもその理由を附して地方長官に申請できる。 (第6条) ※申請時の添付書類:任意手術と同じ(第7条第2項)	裁判所、精神病院の院長又は癩収容所の所長は、上記のとき、優生委員会にその者の生殖を不能にすることの適否についての審査を求めることができる。 (第5条~第6条)	医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていることを確認した場合、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得なくとも、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。 (第4条、別表)
	審査・ 決定	① 地方長官はあらかじめ地方優生審査会の意見を聴いて、優生手術(任意・強制いずれも)実施の認否を決定する。② 地方長官が決定したときは申請できる者及び同意を要する者に通知する。 (任意手術と同じ)(第8条)	優生委員会は、審査を行い、その適否を決定しなければ ならない。(第8条)	① 都道府県優生保護委員会は、申請を受けたときは、優生手術を受けるべき者にその旨を通知するとともに、要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受けるべき者に通知する。 ② 都道府県優生保護委員会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受けるべき者及び当該医師に、これを通知する。(第5条)
	不服申立	① 通知を受けるべき者は決定に不服があるときは 30 日以内に厚生大臣に不服申立できる。 ② 厚生大臣は、①の申立を受理したときは、あらかじめ中央優生保護審査会の意見を聴いて申立の却下又は地方長官の決定取消し・優生手術実施の認否を決定する。 ③ 厚生大臣が決定したときは申請できる者及び同意を要する者に通知する。 (任意手術と同じ)(第9条~第10条)		① 優生手術を受ける者は、都道府県優生保護委員会の 決定に異議があるときは、2週間以内に中央優生保護 審査会に再審査を申請することができる(配偶者、親 権者、後見人又は保佐人も同じ)。(第6条) ② 中央優生保護委員会は、再審査の請求を受けたとき は、その旨を、手術を行うべき医師に通知するととも に、審査の上、改めて優生手術を行うことの適否を決 定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受 けるべき者、都道府県優生保護委員会及び手術を行う べき医師に通知する。(第7条) ③ 中央優生保護委員会の決定に対して不服のある者 は、1か月以内に訴えを提起することができる。(第9 条)

1	工供 n	① 原ルイダナケン マナナのしコルフルウかウレナーナ	原ルチロ人パッのゼのルサナブルトトットレナウルト ヨ	原ルイダナイド・1 かカリーナッドのオウンカウェナー
	手術の	① 優生手術を行うべきものと認める決定確定したとき	優生委員会がその者の生殖を不能とすることを適当と認	優生手術を行うことが適当である旨の決定が確定したと
	実施	は本人は命令の定めるところにより手術を受けなけれ	めたときは、断種手術又は放射線照射を強制し、医師に	きは、その手術を行うべきと指定された医師が優生手術
		ばならない。	依頼してこれを行わせることができる。(第9条)	を行う。
		② 優生手術は厚生大臣又は地方長官の命により命令で	医師は、優生委員会の依頼があれば本人及び配偶者の同	(第 10 条)
		定める医師が命令で定める場所で行う。	意がなくても断種手術又は放射線照射を行うことができ	
		(任意手術と同じ) (第13条第1項・第2項)	る。(第 10 条)	
	手術費用	勅令で定めるところによる(国庫負担を予定*)(第14条)	国庫負担(第 11 条)	国庫負担(第 11 条)
任意	まの人工妊娠	_	医師は、以下に掲げる理由のあるときは専門的技術の下に	都道府県医師会の指定する医師(指定医師)は、以下の者
中絲			人工妊娠中絶を行うことができる。(第20条)	に対して本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠
1 /10	_		7 (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11	中絶を行うことができる。(第12条第1項)
	要件	<u>_</u>	□ 分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第3条1項1~4号の一つに該当する者(①本人又は配偶
	安 什	_		
			種/放射線照射を行う理由があって、母体の生命又は	者が、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体
			健康に危険を及ぼし、あるいは子孫に悪い影響を与え	疾患又は遺伝性畸形を有しているもの、②本人又は配偶
			て劣悪化するおそれあるとき	者の4親等内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺
			② 妊婦が強姦その他不当な原因に基づいて自己の自由	伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺
			な意思に反して受胎した場合であって、生れ出ずる子	伝性身体疾患、遺伝性畸形を有し、かつ子孫にこれが遺
			が必然的に不幸な環境に置かれ、そのために劣悪化す	伝するおそれのあるもの、③本人又は配偶者が、癩疾患
			るおそれがあると考えられるとき	に罹り、かつ子孫にこれが伝染するおそれのあるもの、
			(第 20 条)	④妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれの
				あるもの)
				(第 12 条第 1 項)
	実施手続	_	医師は本人の同意並びに配偶者あるときは配偶者の同意	指定医師は、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人
	-		を得なければならない。	工妊娠中絶を行うことができる(再掲)(第12条第1
			本人が未成年者又は心身喪失者のときは、親権者又は後	項)
			見人の同意で可。	配偶者が不明又は意思表示ができないときは、本人の同
			(第21条:第4条の準用)	意のみで実施可(第12条第2項:第3条第2項の準用)
ませる ままれる ままれる ままれる ままれる ままれる ままれる ままれる ま	 Eによる		(3) 21 31 - 30 - 121 - 27 - 11)	
-	二妊娠中絶			
	要件	_	■ 強制断種に関する規定は妊娠中絶の場合にもこれを準用	① 別表中の第1号又は2号に掲げる疾患(遺伝性精神
			する。	病・遺伝性精神薄弱)に罹っているもの(1号)
			^ つ。 (第 21 条:第 5 条~第 11 条の準用 以下同じ)	② 分娩後1年以内の期間に更に妊娠し、かつ分娩によ
			(3)21 本・刃 3 本 刃 11 木ツ 年用 め 1 円 し)	って母体の健康を著しく害するおそれのあるもの(2
				つくは体の健康を看して音りるねてものめるもの(2 号)
				ਓ) ③ 現に数人の子を有している者が更に妊娠し、かつ分
				娩によって母体の健康を著しく害するおそれのあるも の (2月)
				の (3号)
				④ 暴行・脅迫又は抵抗・拒絶できない間に姦淫され
				て、妊娠したもの (4号)
				(第 13 条第 1 項)
	申請手続	_	強制断種に関する規定は妊娠中絶の場合にもこれを準用	指定医師は、母性保護上必要と認めるとき、本人及び配
			する(再掲)。	偶者の同意を得て、地区優生保護委員会に人工妊娠中絶
				を行うことの適否に関する審査を申請することができる
				(1~3 号は他の医師の意見書、4 号は民生委員の意見書

•				,
				を添付)。
				配偶者が不明又は意思表示ができないときは本人の同意
				のみで可、本人が心神喪失状況のときは後見人又は保佐
				人の同意で可
				(第 13 条)
	審查•	_	強制断種に関する規定は妊娠中絶の場合にもこれを準用	地区優生保護委員会は、申請を受けたときは、命令の定
	決定		する(再掲)	める期間内に要件を具えているかどうか、未成年者につ
				いてはその同意が他から強制されたものでないかどうか
				を審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定し
				て、その結果を申請者に通知する。
				(第 14 条)
	妊娠中絶の	_	強制断種に関する規定は妊娠中絶の場合にもこれを準用	指定医師は、地区優生保護委員会の決定に従い、人工妊
	実施		する(再掲)	娠中絶を行うことができる。(第 15 条)
優	上保護審査会	中央優生審査会及び地方優生審査会に関する規定は勅令	優生保護委員会に関する規定は政令でこれを定める。	① 優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査その
1	憂生保護委員	で定める。(第 12 条)	(第7条)	他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する
会				ため、優生保護委員会を置く。
				② 中央優生保護委員会…委員30人以内、厚生大臣の監
				督、優生手術の適否の再審査のほか、この法律で定め
				る優生保護上必要な事項の処理
				都道府県優生保護委員会…委員 10 人以内、都道府
				県知事の監督、優生手術の適否の審査
				地区優生保護委員会…委員5人以内、人工妊娠中絶
				の適否の審査
				③ 各優生保護委員会において特に必要があるときは臨
				時委員を置くことができる。
				④ 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検
				察官、関係行政庁の官吏等その他学識経験者の中から
				命ずる(中央は厚生大臣、地方及び地区は都道府県知
				事)。
				⑤ 各優生保護委員会に、委員の互選による委員長1人
				を置く。
				⑥ この法率で定めるものの外、委員の任期、委員長の
				職務その他優生保護委員会の運営に関して必要な事項
				は、命令で定める。
				(第 16 条~第 19 条)
	査等に関する	① 任意の優生手術の申請をできる者及び同意を得るこ		強制優生手術の申請者、手術を受けるべき者及びその配偶
意見	見の申述	とを要する者は書面又は口頭で中央優生審査会又は地		者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道
		方優生審査会に対し事実又は意見を申述することがで		府県/中央優生保護委員会に対し、審査又は再審査に関し
		きる。		て事実又は意見を述べることができる。
		② 厚生大臣又は地方長官は優生審査会の審査のため必		(第8条)
		要があると認めるときは任意の優生手術を受けること		
		ができる者を審査会に出頭の上事実を申述させ、又は医		
		師の健康診断を受けさせることができる。		

	(第 11 条)		
医師の届出	 ① 本法の規定により優生手術を行った医師はその経過を地方長官に報告しなければならない。(第13条第3項) ② この法律による優生手術以外に生殖を不能にする手術、放射線照射、妊娠中絶を行おうとする時は、あらかじめ他の医師の意見を聴いて、行政官庁に届け出なければならない。ただし特に緊急を要する場合はこの限りではない。(第16条第1項) ③ ②の届出があったときに行政官庁が必要と認めるときは指定する医師の意見を更に聴取させることができる。(第16条第2項) ③ ②の特に緊急を要し届出なしに手術等を行ったときは行政庁に届け出なければならない。(第16条第3項) 	医師は、本法の規定により断種、放射線照射又は妊娠中絶を行った場合はその理由を記し、1週間以内に保健所に届け出なければならない。(第12条)(第21条:第12条の準用)	医師又は指定医師は、優生手術、人工妊娠中絶を行った場合は3日以内に、理由を記して都道府県知事に届け出なければならない。(第25条)
優生手術の 禁止	故なく生殖を不能にする手術又は放射線照射はこれを行うことができない。(第 15 条)	① 医師は理由なく断種手術又は放射線照射をおこなってはならない。(第13条)② 医師でないものは断種手術又は放射線照射を行ってはならない(ただし、放射線照射は医師の命令によりその監督の下に技術者が行うことは可)。(第14条)	何人もこの法律による場合の外、故なく、優生手術を行ってはならない。(第 28 条)
優生手術の 通知	優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは相手方の 要求により優生手術を受けた旨を通知しなければならな い。(第17条)		優生手術を受けた者は婚姻しようとするときは、相手方に 優生手術を受けた旨を通知しなければならない。 (第26条)
優生結婚相談所			 ① 優生保護の見地から結婚の相談に応じるとともに、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図って、不良な子孫の出生を防止するため、優生結婚相談所を設置する。(第20条) ② 優生結婚相談所は、都道府県に少なくとも1か所以上設置する(保健所の附置も可)。(第21条) ③ 国以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは厚生大臣の認可を得なければならない。その場合は、厚生大臣の基準に従って医師を置き、検査その他に必要な設備を備えなければならない。(第22条) ④ この法律による優生相談所でなければ、優生結婚相談所の名称を用いてはならない。(第23条)
一時的避妊		 ① 医師は、一時的に生殖を避けるための処置を自由に施すことができる。(第16条) ② 医師でないものが、他人に対し一時的に生殖を避けるためのいかなる処置を行ってはならない。(第17条) ③ 衛生上危害を生ずるおそれがある避妊用器具で子宮内注入器等は製造販売、授与等をしてはならない。ただし医療の用に供する目的でする場合はこの限りではない。(第18条) ④ 行政庁は③の物品の所有者等に対しその物品を廃棄させ又は行政庁が直接にこれを廃棄しその他必要な処 	<u> </u>

		ハナナファルボズキフ (竺10夕)	
		分をすることができる。(第 19 条)	
秘密の保持	優生保護審査会の委員、優生手術に関する審査/施行事務	_	優生保護委員会の委員・臨時委員、優生手術/人工妊娠中
	に従事した公務員について職務上の取扱いより知得した		絶の審査/施行の事務に従事した公務員、優生結婚相談所
	人の秘密の漏泄禁止(第 19 条)		の職員について職務上知り得た人の秘密の漏洩禁止(第27
			条)
罰則	① 第 15 条の規定に違反し、生殖を不能にする手術又は	① 第13条の規定に違反し、医師が断種手術又は放射線	① 第22条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ない
	放射線照射を行った者は1年以下又は千円以下の罰金に	照射を行ったときは 2 年以下の懲役又は 2 万円以下の	で優生結婚相談所を開設したものは、これを5千円以下
	処す。人を死に至らしめたときは 3 年以下の懲役に処	罰金に処する。	の罰金に処する。第 23 条の規定に違反して、優生結婚
	す。(第18条)	(第 22 条)	相談所の名称を用いた者は、千円以下の過料に処する。
	② 第16条第1項又は第3項の規定に違反し届出をせず、	② 第14条の規定に違反し、医師でないものが断種手術	(第 29 条~第 30 条)
	又は虚偽の届出を行った者は 100 円以下の罰金に処す。	又は放射線照射を行ったときは1年以下の懲役又は1万	② 第 25 条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届
	(親告罪)(第 19 条)	円以下の罰金に処する。(第23条)	出をした者は、1万円以下の罰金に処する。(第31条)
		③ 第12条、第19条の規定に違反し、届出をせず虚偽の	
		届出を行った者は千円以下の罰金に処する。(第24条)	た者は、6月以下の懲役又は2万円以下の罰金に処する。
		④ 第18条の規定に違反したときは5千円以下の科料又	(第 32 条)
		は罰金又は3か月以下の懲役に処する。(第25条)	④ 第28条の規定に違反して、優生手術を行った者は1
			年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。人を死に
			至らしめたときは3年以下の懲役に処する。(第33条)
施行期日等	各規定について勅令で定める(附則):昭和16年7月1日	国会通過後1か月(附則第26条)	公布の日から 60 日を経過した日 (附則第34条)
	施行	国民優生法及び有害避妊用器具取締規則の廃止(附則第27	: 昭和 23 年 9 月 11 日施行
	第6条(強制申請)は未施行	条)	国民優生法の廃止(附則第 35 条)

(出典)厚生省予防局『国民優生法釋義』(昭和15年9月)、優生保護法案(昭和22年第1回国会衆法第11号)及び旧優生保護法(昭和23年法律第156号)を基に作成。

付表3 旧優生保護法、昭和24年改正各案(原案、参議院修正、衆議院修正)の比較

旧優生保護法(昭和23年法律第156号)		昭和 24 年改正	
(昭和23年制定時)	原案	参議院修正	衆議院修正
(任意の優生手術)	Many transfer		hate and the control of
第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に	第三条 (略)	第三条 (略)	第三条 (略)
対して、本人の同意並びに配偶者(届出をし			
ないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者			
を含む。以下同じ。)があるときはその同意を			
得て、任意に、優生手術を行うことができる。			
但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者に			
ついては、この限りでない。			
一 本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺	一 本人又は配偶者が遺伝性精神病質、遺伝	一 (略)	一 (略)
<u>伝性病的性格</u> 、遺伝性身体疾患又は遺伝性	性身体疾患又は遺伝性畸形を有している		
畸形を有しているもの	もの	/m fa \	(m fa)
二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関	二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関	二(略)	二(略)
係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神	係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神		
薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、	薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又		
遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有し、且	は遺伝性畸形を有し <u>ている</u> もの		
つ、子孫にこれが遺伝する虞れのあるもの			
三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ	三 (略)	三(略)	三 (略)
子孫にこれが伝染する虞れのあるもの	(76)		
四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及	四(略)	四(略)	四(略)
ぼす虞れのあるもの	五(略)		
五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、	五(略)	五 (略)	五 (略)
母体の健康度を著しく低下する虞れのあ			
るもの	2 (略)	(min)	a (min)
2 前項の同意は、配偶者が知れないとき又はそ	2 (мп)	2 (略)	2 (略)
の意思を表示することができないときは本人			
の同意だけで足りる。			
(強制優生手術の審査の申請)	(強制優生手術の審査の申請)	(強制優生手術の審査の申請)	(強制優生手術の審査の申請)
第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾	第四条 医師は、診断の結果、左に掲げる疾患	第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾	第四条(略)
<u>患</u> に罹つていることを確認した場合におい	で厚生大臣の指定するものに罹つていること	<u>患</u> に罹つていることを確認した場合におい	
て、その者に対し、その疾患の遺伝を防止す	を確認した場合において、その者に対し、そ	て、その者に対し、その疾患の遺伝を防止す	
るため優生手術を行うことが公益上必要であ	の疾患の遺伝を防止するため優生手術を行う	るため優生手術を行うことが公益上必要であ	
ると認めるときは、前条の同意を得なくとも、	ことが公益上必要であると認めるときは、都	ると認めるときは、都道府県優生保護委員会	
都道府県優生保護委員会に優生手術を行うこ	道府県優生保護委員会に優生手術を行うこと	に優生手術を行うことの適否に関する審査を	
との適否に関する審査を申請することができ	の適否に関する審査を申請しなければならな	申請しなければならない。	
<u> </u>	<u>/ ` </u>		
	一遺伝性精神病		
	二遺伝性精神薄弱		
	三 顕著な遺伝性精神病質		
	四 顕著な遺伝性身体疾患		
	<u>五 強度な遺伝性畸型</u>		
(人工妊娠中絶の審査の申請)	(人工妊娠中絶の審査の申請)	(人工妊娠中絶の審査の申請)	(人工妊娠中絶の審査の申請)

第十三条 指定医師は、左の各号の一に該当す	第十三条 (略)	第十三条 (略)	第十三条 (略)
第十二条 相足医師は、左の各方の一に該当り る者に対して、人工妊娠中絶を行うことが母	另十二余 (哈) 	弟十二余 (哈) 	- 弟十二余 (哈)
性保護上必要であると認めるときは、本人及			
び配偶者の同意を得て、地区優生保護委員会			
に対し、人工妊娠中絶を行うことの適否に関			
する審査を、申請することができる。	一 本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱	一 (略)	一 (略)
一 別表中第一号又は第二号に掲げる疾患	であるもの		
に罹つているもの 二 分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且	二 妊娠の継続又は分娩が母体の健康を著	二(略)	
一	<u>しく害するもの</u>		
る虞れのあるもの			
三 現に数人の子を有している者が更に妊			
振し、且つ、分娩によつて母体の健康を著			
しく害する虞れのあるもの			
<u>しく日子の原料のののののの</u>	三 妊娠の継続又は分娩によつて生活が窮	三 妊娠の継続又は分娩によつて生活が <u>著</u>	二 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済
	迫状態に陥るもの	しく窮迫するもの	的理由により母体の健康を著しく害する
	<u></u>		<u>虞</u> れのあるもの
四 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若	四 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若	四 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若	三 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若
しくは拒絶することができない間に姦淫	しくは拒絶することができない間に姦淫	しくは拒絶することができない間に姦淫	しくは拒絶することができない間に姦淫さ
されて、妊娠したもの	されて、妊娠したもの	されて、妊娠したもの	れて、妊娠したもの
2 前項の申請には、同項第一号から第三号の場	2 前項の申請には、同項第一号又は第二号の場	2 (略)	2 前項の申請には、同項第一号の場合にあつて
合にあつては他の医師の意見書を、同項第四	合にあつては他の医師の意見書を、同項 <u>第三</u>		は他の医師の意見書を、同項第二号の場合に
号の場合にあつては民生委員の意見書を添え	<u>号又は</u> 第四号の場合にあつては民生委員の意		あつては身体的理由によるときは、他の医師
ることを要する。	見書を添えることを要する。		の、経済的理由によるときは他の医師及び民
			生委員の意見書を、同項第三号の場合にあっては日本委員の意見書を、同項第三号の場合にあっては日本委員の意見書を通りませた。
			ては民生委員の意見書を添えることを要す
3 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又は	3 第一項の同意には、第三条第二項の規定を準	3 (略)	る。 3 (略)
その意思を表示することができないときは本	用する。		3 (吨)
人の同意だけで足り、本人が心神喪失の状況	A 本人がその意思を表示することができない	4 本人が心身喪失の状態にあるため、その意思	4 (略)
にあるときは後見人又は保佐人の同意をもつ	場合において、親権者、後見人又は保佐人が	を表示することができない場合において、親	T (MU)
てこれに代えることができる。	あるときは、親権者、後見人又は保佐人の、	権者、後見人又は保佐人があるときは、親権	
	親権者、後見人又は保佐人がないときは、親	者、後見人又は保佐人の、親権者、後見人又	
	族の同意をもつて本人の同意に代えることが	は保佐人がないときは、親族の同意をもつて	
	でき、そのいずれもないときは、本人の同意	本人の同意に代えることができ、そのいずれ	
	を必要としない。	もないときは、本人の同意を必要としない。	
	(指定医師以外の医師の人工妊娠中絶)	(<u>削る</u>)	
	第十五条の二指定医師以外の医師は、母体の		
	生命に対する現在の危険を避けるため緊急や		
	むを得ない場合の外は、医療行為としてでも、		
	人工妊娠中絶を行うことができない。		
(優生結婚相談所)	(優生結婚相談所)	(優生結婚相談所)	(優生結婚相談所)
第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応	第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応	第二十条 (略)	第二十条 (略)
<u>ずるとともに、</u> 遺伝その他優生保護上必要な	<u>じ</u> 遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向		
知識の普及向上を図つて、不良な子孫の出生	ー 上を図 <u>るとともに、受胎調節に関する適正な</u>		

<u>を防止する</u> ため、優生結婚相談所を設置する。	方法の普及指導をするため、優生結婚相談所 を設置する。		
(禁止)	(禁止)		(禁止)
第二十八条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、 <u>優生手術</u> を行つてはならない。	第二十八条 何人も、この法律の規定による場		第二十八条 (略)
(第二十八条違反)	は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の	(第二十八条違反)	(第二十八条違反)
第三十三条 第二十八条の規定に <u>違反して、優生手術を行つた者</u> は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。	罰金に処する。そのために、人を死に至らし	第三十三条 (略)	第三十三条 (略)

別表

旧優生保護法(昭和23年法律第156号)		昭和 24 年改正	
(昭和 23 年制定時)	原 案	参議院修正	衆議院修正
一 遺伝性精神病	(別表を削る)	一遺伝性精神病	一 (略)
精神分裂病		精神分裂病	
躁鬱病		そううつ病	
眞性癲癎		さんかん	
二 遺伝性精神薄弱		二 遺伝性精神薄弱	二(略)
白痴			
痴愚			
魯鈍			
三強度且つ悪質な遺伝性精神変質症		三 顯著な遺伝性精神病質	三 (略)
著しい性慾異常		顯著な性慾異常	
兇悪な常習性犯罪者		顯著な犯罪傾向	
四強度且つ悪質な遺伝性病的性格		(削る)	
分裂病質			
循環病質			
癲癇病質			Transition (min)
五 強度且つ悪質な遺伝性身体疾患 (37 疾患)		四 顯著な遺伝性身体疾患 (22 疾患)	四(略)
遺伝性進行性舞踏病		ハンチントン氏舞踏病	
遺伝性脊髄性運動失調症 遺伝性小脳性運動失調症		遺伝性脊髄性運動失調症 遺伝性小脳性運動失調症	
筋萎縮性側索硬化症		夏尔注/小M"生理别大调症	
新安相王			
神経性進行性筋萎縮症		神経性進行性筋、縮症	
進行性筋性筋栄養障碍症			
筋緊張病		進行性筋性筋栄養障がい症	
筋痙攣性癲癎		筋緊張病	
遺伝性震顫症			

<u> </u>		
家族性小児四肢麻痺		
痙攣性脊髄麻痺		
強直性筋萎縮症	サーフ いか B 7 I F 2 I F 2 I F 2 2 I F 2 I	
先天性筋緊張消失症	先天性筋緊張消失症	
先天性軟骨発育障碍	先天性軟骨発育障がい	
多発性軟骨性外骨腫		
白兒	白兒	
	魚りんせん	
多発性軟性神経繊維腫	多発性軟性神経繊維しゆ	
結節性硬化症	結節性硬化症	
色素性乾皮症	//PH AP LEPA	
先天性表皮水疱症	先天性表皮水底う症	
先天性ポルフイリン尿症	先天性ポルフイリン尿症	
先天性手掌足蹠角化症		
遺伝性視神経萎縮	先天性手掌足しよ角化症	
網膜色素変性	遺傳性視神経心縮	
黄斑部変性	網膜色素変性	
網膜膠腫		
	A 6 -ta	
全色盲	全色盲	
_ · ·		
牛眼	1	
黒内障性白痴	先天性眼球震とう	
先天性眼球震盪	青色きよう膜	
青色鞏膜		
先天性聾	遺傳性の難聴又はつんぼ	
遺伝性難聴	血友病	
血友病		
六 強度な遺伝性畸形 <i>(8 疾患)</i>	五 強度な遺伝性奇型 (2 疾患) 五 (略)	
裂手、 裂足	裂手、裂足	
指趾部分的肥大症		
顔面披裂		
先天性無眼球症		
囊性脊髄披裂	先天性骨欠損症	
先天性骨欠損症	\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}\)\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}\)\(\	
先天性四肢欠損症		
小頭症		
その他厚生大臣の指定するもの	<u>(削る)</u>	

(出典) 旧優生保護法(昭和23年法律第156号)及び昭和24年改正各案を基に作成。

付表 4 旧優生保護法、昭和 27 年改正各案(草案、改正案)の比較

旧優生保護法(昭和 23 年法律第 156 号)	昭和 27	年改正
(昭和 24 年改正後)	草案(昭和 27 年 2 月 28 日法制局説明)	改正案(第 13 回国会参法第 1 号)
(任意の優生手術) 第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。 一 本人又は配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの 二〜五 (略) 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。	(医師の認定による優生手術) 第三条 ○同意、医師の認定が必要であることから見出しを変更 ○配偶者が精神病者、精神薄弱者である場合を追加し、配偶者が精神病者、精神薄弱者である場合には、本人の同意により医師の認定による優生手術を可能とする ○2項に新たな条項を追加し、現行法の三条の四号の「生命に危険を及ぼす慮れ」、五号の「母体の健康度を署しく低下する慮れ」がある場合、配偶者である男性に対しても医師の認定による優生手術を行えることにする ○3項に現行2項を移す	(医師の認定による優生手術) 第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。 一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの二〜五 (略) 2 前項第四号及び第五号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。 3 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。
(強制優生手術の審査の申請) 第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。	(審査を要件とする優生手術の申請) 第四条 (略)	(審査を要件とする優生手術 の申 請) 第四条 (略)
		(精神病者等に対する優生手術) 第十二条 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹つている者について、精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。 第十三条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹つているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。

(任意の人工妊娠中絶)

第十二条 都道府県の区域を単位として設立せられた社団法人 たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。)は、第三 条第一項第一号から第四号の一に該当する者に対して、本人及 び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠中絶を行うことがで きる。

2 前項の同意には、第三条第二項の規定を準用する。

(人工妊娠中絶の審査の申請)

- 第十三条 指定医師は、左の各号の一に該当する者に対して、人 工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるとき は、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護審査会に対し、 人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を、申請すること ができる。
 - 一 本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱であるもの
 - 二 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体 の健康を著しく害する虞れのあるもの
 - 三 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶する ことができない間に姦淫されて、妊娠したもの
- 2 前項の申請には、同項第一号の場合にあつては他の医師の意 見書を、同項第二号の場合にあつては身体的理由によるときは 他の医師の、経済的理由によるときは他の医師及び民生委員の 意見書を、同項第三号の場合にあつては民生委員の意見書を添 えることを要する。 3~4 (略)

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十二条

- ○医師の認定による人工妊娠中絶の要件について列記的に改め て分かりやすくした
- 一 本人又は配偶者が、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性 奇型を有しているものに「精神病、精神薄弱」を追加 (現行では第十三条で審査を要するとされているが、医師の認定 で可とする)

二~四 同様

- (二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝 性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾 患又は遺伝性奇型を有しているもの
- 三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染 する虞れのあるもの
- 四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのある
- 五 妊娠の継続又は分娩が身体的理由により、母体の健康を 著しく害する虞れのあるもの

(現行では第十三条第一項第二号で審査を要するものとされて いるが、医師の認定で可とする)

- 2 条文整理
- 3 条文整理

(人工妊娠中絶の審査の申請)

第十三条

- ○審査を要するもののうち、第一号の精神病、精神薄弱、第二号 のうち身体的理由によるものを第十二条(医師の認定による人 工妊娠中絶) へ
 - →審査を要するものは、経済的理由によるものと暴行費迫に よるもののみとなる
- ○審査の申請に必要な民生委員の意見書について、市町村長、 特別区の区長の意見書でも構わないこととする

(医師の認定による人工妊娠中絶)

- 第十四条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人た る医師会の指定する医師(以下指定医師という。)は、左の各 号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、 人工妊娠中絶を行うことができる。
 - 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身 体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
 - 二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝 性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾 患又は遺伝性奇型を有しているもの
 - 三 本人又は配偶者が癩疾患に罹つているもの
 - 四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体 の健康を著しく害するおそれのあるもの
 - 五 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶するこ とができない間に姦淫されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表 示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつた ときには本人の同意だけで足りる。
- 3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者 であるときは、精神衛生法第二十条(後見人、配偶者、親権を 行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二 十一条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義 務者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。

(削る)

第1編-319

(人工妊娠中絶の審査)	(人工妊娠中絶の審査)	(削る)
第十四条 地区優生保護審査会は、前条第一項の規定による申請	第十四条(略)	1114 100 /
を受けたときは、命令の定める期間内に、同条第一項に規定す		
る要件を具えているかどうか及び未成年者についてはその同		
意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊		
振中絶を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者に通		
知する。		
(人工妊娠中絶の実施)	 (人工妊娠中絶の実施)	(受胎調節の実地指導)
第十五条 指定医師は、前条の決定に従い、人工妊娠中絶を行う	第十五条(略)	(文川 柳南 の 大本 11年) 第十五条 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使
第十五末 相足区間は、前来が伏足に促じ、大工妊娠平紀を行う ことができる。	カー 五木 (岬)	用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県知事の指
<u> </u>		定を受けた者でなければ業として行ってはならない。但し、子
		宮腔内に避妊用の器具をそう入する行為は、医師でなければ業
		として行ってはならない。
		2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生
		大臣の定める基準に従って都道府県知事の認定する講習を終
		了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。_
第四章 優生保護審査会	第四章 優生保護審査会	第四章 優生保護審査会
(優生保護審査会)	(優生保護審査会)	(優生保護審査会)
第十六条 優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査その	第十六条 (略)	第十六条 優生手術に関する適否の審査その他この法律で定め
他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優		る優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護審査会を置
生保護審査会を置く。	(ASSECT LAND)	< ∘
(種類と権限)	(種類と権限)	(種類と権限)
第十七条 優生保護審査会は、中央優生保護審査会、都道府県優	第十七条 (略)	第十七条優生保護審査会は、中央優生保護審査会及び都道府県
生保護審査会 <u>及び地区優生保護審査会</u> とする。	2 2 (m/z)	優生保護審査会とする。
2~3 (略)	2~3 (略)	2~3 (略)
4 地区優生保護審査会は、保健所の区域ごとにこれを置き、都	4 (略)	_(削る)_
道府県知事の監督に属し、人工妊娠中絶に関する適否の審査を		
<u>行う。</u>	(構成)	(構成)
(構成)	第十八条(略)	第十八条 中央優生保護審査会は委員二十五人以内で、都道府県
第十八条 中央優生保護審査会は委員三十人以内で、都道府県優	另 八木 (帕)	優生保護審査会は委員十人以内で、これを組織する。
生保護審査会は委員十人以内で、地区優生保護審査会は委員五		
人以内で、これを組織する。		
2 (略)	2 (略)	(mbr)
3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関	3 (略)	
係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央		3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関
優生保護審査会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護審査		係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央
会及び地区優生保護審査会にあつては都道府県知事が、それぞ		優生保護審査会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護審査
れ、これを命ずる。		会にあつては都道府県知事が、それぞれ、これを命ずる。
4 (略)	4 (略)	
	○優生保護審査会の委員の報酬、費用弁償について根拠規定を与	5 都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び費用弁償について
	える	は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条(報
		酬及び費用弁償)の規定を準用する。
第五章 優生結婚相談所	第五章 優生保護相談所	第五章 優生保護相談所
(<u>優</u> 生結婚相談 <u>所</u>)	(<u>優生保護相談所</u>)	(優生保護相談所)
第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優	第二十条	第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優

生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、 <u>優生結婚相談所</u> を設置する。	○優生結婚相談所を優生保護相談所に改める(以下同じ)	生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、 <u>優生保護相談所</u> を設置する。
(配置) 第二十一条 優生結婚相談所は、都道府県に少くとも一箇所以上、これを設置する。 2 優生結婚相談所は、保健所に、これを附置することができる。	第二十一条 ○優生保護相談所の設置について、国の責任において作ることを 建前にしていたが、都道府県、保健所設置市の負担において設 置されている実態に合わせる	(設置) 第二十一条 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しなければならない。 2 前項の優生保護相談所は、保健所に附置することができる。 3 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を受けなければならない。 4 国は、第一項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することができる。
(設置の認可) 第二十二条 <u>国以外の者は、優生結婚相談所</u> を設置しようとする ときは、厚生大臣の認可を得なければならない。 2 前項の <u>優生結婚相談所</u> は、厚生大臣の定める基準によつて医	第二十二条~第二十四条 条文整理	(設置の認可) 第二十二条 国、都道府県及び保健所を設置する市以外の者は、 優生保護相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を 得なければならない。 2 前項の <u>優生保護相談所</u> は、厚生大臣の定める基準によつて医
師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。 (名称の独占) 第二十三条 この法律による <u>優生結婚相談所</u> でなければ、その名称中に、 <u>優生結婚相談所たることを示す文字</u> を用いてはならない。		師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。 (名称の独占) 第二十三条 この法律による <u>優生保護相談所</u> でなければ、その名称中に、 <u>優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字</u> を用いてはならない。
(委任事項) 第二十四条 この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。		(委任事項) 第二十四条 この法律で定めるものの外、優生保護相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。
(届出) 第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項、第十条 <u>又は第十五条</u> の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その日から三日以内に、その旨を、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。	第二十五条 ○報告期間を三日から十日に延長	(届出) 第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項、第十条、第十 三条第二項又は第十四条第一項の規定によつて優生手術又は 人工妊娠中絶を行つた場合は、その月中の手術の結果を取りま とめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出 なければならない。
(秘密の保持) 第二十七条 優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術若し くは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務 員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、 漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とす る。	第二十七条 ○民生委員に対しても秘密保持の法律上の義務があることを明 示	(秘密の保持) 第二十七条 優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術の審査若しくは施行の事務又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。
(禁止) 第二十八条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、	(禁止) 第二十八条 (略)	(禁止) 第二十八条 (略)
第二十八条 何人も、この伝律の規定による場合の外、故なく、 生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射 を行ってはならない。	知一 八木 (順)	
	○新たに2項を追加し、女子に対して避妊用の器具を使用する受 胎調節の実地指導を業とする者は、医師の外には講習を受けて	

	知事が指定した助産婦だけとし、子宮腔内に避妊用の器具を挿	
	入する行為は、医師でなければ行つてはならないこととする	
		第二十九条 第十五条第一項の規定に違反した者は、十万円以下
		の罰金に処する。
(第二十二条違反)	○罰金及び過料を最近の額に合わせて 10 倍に引上げ	(第二十二条違反)
第二十九条 第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得		第三十条 第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得な
ないで <u>優生結婚相談所</u> を開設したものは、これを <u>五千円</u> 以下の		いで <u>優生保護相談所</u> を開設したものは、これを <u>五万円</u> 以下の罰
罰金に処する。		金に処する。
(第二十三条違反)		(第二十三条違反)
第三十条 第二十三条の規定に違反して、優生結婚相談所たるこ		第三十一条 第二十三条の規定に違反して、優生保護相談所とい
<u>とを示す名称を用いた者</u> は、これを <u>千円</u> 以下の過料に処する。		<u>う文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者</u> は、これ
		を <u>一万円</u> 以下の過料に処する。
(第二十七条違反)		(第二十七条違反)
第三十二条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を		第三十三条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を
漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に		漏らした者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に
処する。		処する。
(第二十八条違反)	○追加する第二十八条第二項に相応する罰則を新設	(第二十八条違反)
第三十三条 第二十八条の規定に違反した者は、これを一年以下		第三十四条 第二十八条の規定に違反した者は、これを一年以下
の懲役又は <u>五万円</u> 以下の罰金に処する。そのために、人を死に		の懲役又は <u>十万円</u> 以下の罰金に処する。そのために、人を死に
至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。		至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

(出典) 昭和 24 年改正後の優生保護法(昭和 23 年法律第 156 号)、第 13 回国会参議院厚生委員会(昭和 27 年 2 月 28 日)における法制局説明及び優生保護法の一部を改正する法律案(第 13 回国会参法第 1 号)を基に作成。

付表 5 不妊手術件数 (事由別、男女別) の推移

		当事者の	同意によ	るもの (3条)3)	医師の申	請による	もの 4)						
年次 ¹⁾	実数	遺伝性疾患	らい疾患	母体保護	小計	遺伝性疾患 (4条)	非遺伝性 精神疾患 (12条)	小計	男	同意による もの(母体 保護を除 く)	医師の申請によるもの	女	同意による もの(母体 保護を除 く)	医師の申請によるもの
1949 (昭和24年)	5,695	174	95	5,296	5,565	130		130	78	40	38	5,617	229	92
1950 (昭和25年)	11,403	235	103	10,792	11,130	273		273	130	45	85	11,273	293	188
1951 (昭和26年)	16,233	237	107	15,409	15,753	480		480	239	69	170	15,994	275	310
1952 (昭和27年)	22,424	340	237	21,241	21,818	560	46	606	389	71	240	22,035	506	366
1953 (昭和28年)	32,552	344	116	31,162	31,622	832	98	930	641	50	321	31,911	410	609
1954 (昭和29年)	38,056	333	122	36,601	37,056	840	160	1,000	957	58	393	37,099	397	607
1955 (昭和30年)	43,255	491	129	41,273	41,893	1,260	102	1,362	1,528	100	557	41,727	520	805
1956 (昭和31年)	44,485	454	105	42,662	43,221	1,208	56	1,264	1,774	123	493	42,711	436	771
1957 (昭和32年)	44,400	312	89	42,895	43,296	1,029	75	1,104	1,864	64	435	42,536	337	669
1958 (昭和33年)	41,985	334	72	40,498	40,904	1,027	54	1,081	1,641	58	409	40,344	348	672
1959 (昭和34年)	40,092	273	55	38,809	39,137	898	57	955	1,205	39	345	38,887	289	610
1960 (昭和35年)	38,722	332	65	37,490	37,887	770	65	835	1,130	64	213	37,592	333	622
1961 (昭和36年)	35,483	272	46	34,285	34,603	814	66	880	1,049	46	279	34,434	272	601
1962 (昭和37年)	32,434	202	6	31,480	31,688	656	90	746	964	29	218	31,470	179	528
1963 (昭和38年)	32,666	170	72	31,731	31,973	626	67	693	832	17	186	31,834	225	507
1964 (昭和39年)	29,468	148	11	28,754	28,913	479	76	555	708	16	145	28,760	143	410
1965 (昭和40年)	27,022	166	9	26,334	26,509	436	77	513	697	16	148	26,325	159	365
1966 (昭和41年)	22,991	143	17	22,398	22,558	358	75	433	535	12	96	22,456	148	337
1967 (昭和42年)	21,464	140	23	20,919	21,082	321	61	382	553	17	80	20,911	146	302
1968 (昭和43年)	18,827	173	17	18,294	18,484	249	94	343	377	28	62	18,450	162	281
1969 (昭和44年)	17,356	134	25	16,880	17,039	233	84	317	366	16	48	16,990	143	269

		当事者の	同意によ	るもの (3条)3)	医師の申	請による	もの 4)						
年次 ¹⁾	実数	遺伝性疾患	らい疾患	母体保護	小計	遺伝性疾患 (4条)	非遺伝性 精神疾患 (12条)	小計	男	同意による もの(母体 保護を除 く)	医師の申請によるもの	女	同意による もの(母体 保護を除 く)	医師の申請によるもの
1970 (昭和45年)	15,830	104	6	15,360	15,470	271	89	360	297	10	60	15,533	100	300
1971 (昭和46年)	14,104	107	5	13,701	13,813	227	64	291	255	2	40	13,849	110	251
1972 (昭和47年)	11,945	101	_	11,607	11,708	184	53	237	232	8	37	11,713	93	200
1973 (昭和48年)	11,737	268	7	11,316	11,591	78	68	146	251	6	20	11,486	269	126
1974 (昭和49年)	10,705	139	5	10,447	10,591	59	55	114	217	3	11	10,488	141	103
1975 (昭和50年)	10,100	69	1	9,948	10,018	51	31	82	244	1	5	9,856	69	77
1976 (昭和51年)	9,453	61	1	9,334	9,395	39	19	58	166	2	1	9,287	59	57
1977 (昭和52年)	9,520	61	1	9,365	9,426	66	28	94	174	5	3	9,346	56	91
1978 (昭和53年)	9,336	65	1	9,232	9,297	24	15	39	158	1	1	9,178	64	38
1979 (昭和54年)	9,412	77	1	9,304	9,381	13	18	31	168	2	4	9,244	75	27
1980 (昭和55年)	9,201	41	l	9,123	9,164	19	18	37	140	2	5	9,061	39	32
1981 (昭和56年)	8,516	27		8,464	8,491	12	13	25	116	1	5	8,400	26	20
1982 (昭和57年)	8,442	44		8,379	8,423	9	10	19	96	_	3	8,346	44	16
1983 (昭和58年)	8,546	41	-	8,485	8,526	12	8	20	99	5	4	8,447	36	16
1984 (昭和59年)	8,194	31	-	8,152	8,183	8	3	11	88	1	_	8,106	30	11
1985 (昭和60年)	7,657	44	2	7,600	7,646	5	6	11	88	1	3	7,569	45	8
1986 (昭和61年)	7,729	19	_	7,705	7,724	2	3	5	82	_	_	7,647	19	5
1987 (昭和62年)	7,347	18		7,324	7,342	4	1	5	131	_	_	7,216	18	5
1988 (昭和63年)	7,286	20		7,262	7,282	2	2	4	60	_	_	7,226	20	4
1989 (平成元年)	6,984	43	2	6,936	6,981	2	1	3	53	1	_	6,931	44	3
1990 (平成2年)	6,709	14		6,695	6,709			_	40	1	_	6,669	13	_
1991 (平成3年)	6,138	32		6,106	6,138		1	1	24	1	_	6,114	31	_

		当事者の	同意によ	るもの (3条) ³⁾	医師の申	請による	もの 4)					-	
年次 ¹⁾	実数	遺伝性疾患	らい疾患	母体保護	小計	遺伝性疾患 (4条)	非遺伝性 精神疾患 (12条)	小計	男	同意による もの(母体 保護を除 く)	医師の申請によるもの	女	同意による もの(母体 保護を除 く)	医師の申請によるもの
1992 (平成4年)	5,639	31	1	5,606	5,638		1	1	38	_	_	5,601	32	1
1993 (平成5年)	4,970	17	_	4,953	4,970	_	_	_	22	_	_	4,948	17	_
1994 (平成6年)	4,466	38	_	4,428	4,466	_	_	_	20	_	_	4,446	38	_
1995 (平成7年)	4,185	20	1	4,164	4,185			_	22	1		4,163	21	_
1996 (平成8年)	3,804	28		3,776	3,804			_	17	1		3,787	27	_
小計	844,968	6,967	1,551	819,975	828,493	14,566	1,909	16,475	20,955	1,032	5,163	824,013	7,486	11,312
1997 (平成9年)	4,401	\		4,401	4,401	\			13	\		4,388	\	
1998 (平成10年)	4,203			4,203	4,203				29			4,174		
1999 (平成11年)	3,963			3,963	3,963				18			3,945		
2000 (平成12年)	3,735			3,735	3,735				16			3,719		
2001 (平成13年)	3,530			3,530	3,530				8			3,522		
2002 (平成14年度)	3,194			3,194	3,194	\			9			3,185		
2003 (平成15年度)	2,873			2,873	2,873	·			8	\		2,865		
2004 (平成16年度)	2,875			2,875	2,875				12	\	\	2,863	\	
2005 (平成17年度)	2,531	\	\	2,531	2,531				31			2,500		
2006 (平成18年度)	2,680		\	2,680	2,680				40			2,640		
2007 (平成19年度)	2,747			2,747	2,747				18			2,729		
2008 (平成20年度)	2,932			2,932	2,932		`		36			2,896		
2009 (平成21年度)	3,005		\	3,005	3,005				34		\	2,971		\
2010 (平成22年度) 2)	3,107		\	3,107	3,107				16		\	3,091		
2011 (平成23年度)	3,221		\	3,221	3,221				29			3,192		\
2012 (平成24年度)	3,498		\	3,498	3,498			\	27			3,471		\

		当事者の	同意によ	るもの (3条) ³⁾	医師の申	請による	もの 4)						
年次 ¹⁾	実数	遺伝性疾患	らい疾患	母体保護	小計	遺伝性疾患 (4条)	非遺伝性 精神疾患 (12条)	小計	男	同意による もの(母体 保護を除 く)	医師の申請によるもの	女	同意による もの(母体 保護を除 く)	医師の申請によるもの
2013 (平成25年度)	3,782		•	3,782	3,782		•	-	18		•	3,764		•
2014 (平成26年度)	3,932			3,932	3,932				38			3,894		
2015 (平成27年度)	4,236			4,236	4,236				51			4,185		
2016 (平成28年度)	4,607			4,607	4,607				42			4,565		
2017 (平成29年度)	5,007]		5,007	5,007				43			4,964		
2018 (平成30年度)	5,253			5,253	5,253				183			5,070		
2019 (令和元年度)	5,128			5,128	5,128				208			4,920		
2020 (令和2年度)	5,147			5,147	5,147				65			5,082		

- (注) 1:2001 (平成13年) までは暦年の数値、2002 (平成14年度) 以降は年度の数値。1972 (昭和47年) 以降は沖縄県の件数を含む。
 - 2:2010 (平成22年度) には東日本大震災の影響により福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない
 - 3:優生保護法第3条に基づく優生手術及び母体保護法第3条に基づく不妊手術
 - 4:優生保護法第4条及び第12条に基づき医師が都道府県優生保護審査会へ審査を申請し、審査会決定により行われる優生手術(第12条の優生手術は昭和27年優生保護 法改正にて新設)。

非遺伝性疾患の者については、保護義務者の同意があった場合に医師が審査会に申請(第12条)。

(出典) 厚生省「衛生年報」、厚生省「優生保護統計報告」、厚生省及び厚生労働省「母体保護統計報告」、厚生労働省「衛生行政報告例」、「優生保護法指定医師研修会資料 昭和50年度」(厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」(平成30年9月6日)【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-25, p.312.)、厚生労働省資料、太田典礼『堕胎禁止と優生保護法』経営者科学協会,1967, p.288.を基に作成。

付表6 人工妊娠中絶件数(事由別)、実施率、対出生比の推移

				医師の認定				審				
年次 ¹⁾	実 数	遺伝性 疾患	らい疾患	母体の 健康 ³⁾	暴行脅迫による	不詳	遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱	母体の健康	暴行脅迫による	小計	実施率 ⁴⁾ (%)	対出生比 ⁵⁾ (%)
1949 (昭和24年)	246,104	1,882	711	142,428	_	_	856	98,619	1,608	101,083	_	9.1
1950 (昭和25年)	489,111	3,594	640	164,727	_	_	767	317,141	2,242	320,150	_	20.9
1951 (昭和26年)	638,350	2,537	349	176,707	_	_	628	457,059	1,070	458,757	_	29.9
1952 (昭和27年)	798,193	7,081	1,328	787,232	1,304	1,248					3.63	39.8
1953 (昭和28年)	1,068,066	4,684	803	1,060,106	1,183	1,290					4.77	57.2
1954 (昭和29年)	1,143,059	2,872	693	1,137,890	548	1,056					5.02	64.6
1955 (昭和30年)	1,170,143	1,492	303	1,166,946	441	961					5.02	67.6
1956 (昭和31年)	1,159,288	1,960	269	1,154,687	533	1,839	\				4.87	69.6
1957 (昭和32年)	1,122,316	1,886	216	1,119,132	305	777					4.62	71.6
1958 (昭和33年)	1,128,231	1,630	315	1,124,697	358	1,231					4.56	68.2
1959 (昭和34年)	1,098,853	1,197	196	1,095,769	320	1,371					4.36	67.6
1960 (昭和35年)	1,063,256	1,109	191	1,059,801	310	1,845					4.20	66.2
1961 (昭和36年)	1,035,329	995	225	1,031,910	284	1,915					4.06	65.1
1962 (昭和37年)	985,351	698	85	928,296	226	2,046					3.78	60.9
1963 (昭和38年)	955,092	556	93	952,142	166	2,135					3.57	57.6
1964 (昭和39年)	878,748	646	99	875,808	243	1,952					3.21	51.2
1965 (昭和40年)	843,248	784	131	839,651	207	2,475			\		3.02	46.2
1966 (昭和41年)	808,378	752	135	805,075	352	2,064					2.85	59.4
1967 (昭和42年)	747,490	696	96	743,954	258	2,486					2.60	38.6
1968 (昭和43年)	757,389	618	95	754,002	262	2,412					2.60	40.5
1969 (昭和44年)	744,451	537	93	741,774	221	1,826					2.53	39.4

			[医師の認定				審	査			
年次 ¹⁾	実 数	遺伝性 疾患	らい疾患	母体の 健康 ³⁾	暴行脅迫による	不詳	遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱	母体の 健康	暴行脅迫による	小計	実施率 ⁴⁾ (%)	対出生比 ⁵⁾ (%)
1970 (昭和45年)	732,033	842	146	726,350	195	4,500					2.48	37.8
1971 (昭和46年)	739,674	1,021	150	735,374	307	2,822] \				2.49	37.0
1972 (昭和47年)	732,653	863	56	726,835	507	4,392] \				2.45	35.9
1973 (昭和48年)	700,532	755	35	695,556	600	3,586] \				2.32	33.5
1974 (昭和49年)	679,837	652	48	676,305	607	2,225] \				2.24	33.5
1975 (昭和50年)	671,597	637	37	667,552	567	2,804] \	\			2.21	35.3
1976 (昭和51年)	664,106	678	46	661,939	326	1,117					2.18	36.2
1977 (昭和52年)	641,242	559	30	639,644	397	612					2.11	36.5
1978 (昭和53年)	618,044	491	12	616,740	295	506					2.03	36.2
1979 (昭和54年)	613,676	359	3	612,016	434	864					2.01	37.4
1980 (昭和55年)	598,084	409	2	596,779	303	591					1.95	37.9
1981 (昭和56年)	596,569	383	2	594,957	343	884					1.95	39.0
1982 (昭和57年)	590,299	367	_	589,088	407	437					1.93	39.0
1983 (昭和58年)	568,363	292	1	567,141	406	523					1.85	37.7
1984 (昭和59年)	568,916	301	2	567,711	468	434					1.85	38.2
1985 (昭和60年)	550,127	292	_	548,798	505	532					1.78	38.4
1986 (昭和61年)	527,900	253	1	526,637	456	553			\	\	1.71	38.2
1987 (昭和62年)	497,756	258	5	496,833	313	347					1.60	37.0
1988 (昭和63年)	486,146	319	2	485,318	221	286					1.56	37.0
1989 (平成元年)	466,876	176	6	466,325	214	155					1.49	37.4
1990 (平成2年)	456,797	163	17	456,227	234	156				\	1.45	37.4
1991 (平成3年)	436,299	123	3	435,835	175	163					1.39	35.7

				医師の認定				審	査			
年次 ¹⁾	実 数	遺伝性疾患	らい疾患	母体の 健康 ³⁾	暴行脅迫による	不詳	遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱	母体の 健康	暴行脅迫による	小計	実施率 ⁴⁾ (%)	対出生比 ⁵⁾ (%)
1992 (平成4年)	413,032	97	4	412,640	208	83					1.32	34.2
1993 (平成5年)	386,807	102	10	386,452	213	30] \				1.24	32.6
1994 (平成6年)	364,350	106	5	363,966	211	62					1.18	29.4
1995 (平成7年)	343,024	81	2	342,775	128	38					1.11	28.9
1996 (平成8年)	338,867	240	5	338,448	122	52] \				1.09	28.1
1997 (平成9年)	337,799			337,219	447	133] \	\			1.10	28.3
1998 (平成10年)	333,220			332,549	564	107]				1.10	27.7
1999 (平成11年)	337,288			336,922	261	105]				1.13	28.6
2000 (平成12年)	341,146			340,753	222	171]				1.17	28.7
2001 (平成13年)	341,588			341,282	192	114					1.18	29.2
2002 (平成14年度)	329,326			328,992	145	189]				1.14	28.5
2003 (平成15年度)	319,831			319,048	534	249]				1.12	28.5
2004 (平成16年度)	301,673	\		300,644	885	144					1.06	27.2
2005 (平成17年度)	289,127	\	\	288,768	213	146]				1.03	27.2
2006 (平成18年度)	276,352			276,226	126	_]				0.99	25.3
2007 (平成19年度)	256,672			256,553	119	_]				0.93	23.6
2008 (平成20年度)	242,326			242,181	145	_]		\	\	0.88	22.2
2009 (平成21年度)	226,878			226,737	141	_]				0.83	21.2
2010 (平成22年度) 2)	212,694		\	212,509	185	_					0.79	19.9
2011 (平成23年度)	202,106			201,928	178	_	1				0.75	19.2
2012 (平成24年度)	196,639			196,459	180	_]			\	0.74	19.0
2013 (平成25年度)	186,253		\	186,106	147					\	0.70	18.1

				医師の認定	1			審	查			
年次 ¹⁾	実 数	遺伝性疾患	らい疾患	母体の 健康 ³⁾	暴行脅迫による	不詳	遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱	母体の 健康	暴行脅迫 による	小計	実施率 ⁴⁾ (%)	対出生比 ⁵⁾ (%)
2014 (平成26年度)	181,905			181,691	214	_			•	•	0.69	18.1
2015 (平成27年度)	176,388			176,191	197	_					0.68	17.5
2016 (平成28年度)	168,015		167,798	217	_]				0.65	17.2	
2017 (平成29年度)	164,621		164,403	218	_					0.64	17.4	
2018 (平成30年度)	161,741		161,517	224	_]				0.64	17.6	
2019 (令和元年度)	156,430			156,225	205	_				0.62	18.1	
2020 (令和2年度)	141,433			141,262	171	_					0.58	16.8

(注) 1:2001 (平成13年) までは暦年の数値、2002 (平成14年度) 以降は年度の数値。1973 (昭和48年) 以降は沖縄県の件数を含む。

2:2010 (平成22年度) には東日本大震災の影響により福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない

3:1949 (昭和24年) ~1951 (昭和26年) は「母体の生命に危険を及ぼす虞れ」、1952 (昭和27年) 以降は「母体の健康を著しく害するおそれ」

4:分母に15~49歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含め、50歳以上を除いた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算した数値。1949(昭和24年)~1951(昭和26年) については不明。

5: 出生 100 に対する中絶数

(出典) 厚生省及び厚生労働省「母体保護統計報告」、厚生労働省「衛生行政報告例」、国立社会保障人口問題研究所「人口統計資料集 2022 年版」、「優生保護法指定医師研修会資料 昭和 50 年度」(厚生労働省「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」(平成 30 年 9 月 6 日) 【厚生労働省の保管する資料】6.その他の資料⑥-25, p.313.)、太田典礼『堕胎禁止と優生保護法』経営者科学協会,1967, p.181.を基に作成。

参考 旧優生保護法の条文の変遷

(第3次改正~第11次改正については改正部分のみ抜粋)

優生保護法(昭和 23 年法律第 156 号)

(第2回国会参法第7号、昭和23年6月28日成立・7月13日公布)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。
- 2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎 児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章 優生手術

(任意の優生手術)

- 第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。 但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。
 - 一 本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの
 - 二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺 伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有し、且つ、子孫にこれが遺伝する虞れのあるもの
 - 三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの
 - 四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの
 - 五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

(強制優生手術の審査の申請)

第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていることを確認した場合において、その者に対し、その疾 患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前条の同意を得なくとも、都道 府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

(優生手術の審査)

- 第五条 都道府県優生保護委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知 するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、そ の結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。
- 2 都道府県優生保護委員会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請書、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

- 第六条 前条第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同 条同項の通知を受けた日から二週間以内に、中央優生保護委員会に対して、その再審査を申請することができる。
- 2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

(優生手術の再審査)

第七条 中央優生保護委員会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に 通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優 生手術を受くべき者、都道府県優生保護委員会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第八条 第四条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護委員会又は中央優生保護委員会に対し、第五条第一項の審査又は前条の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

(訴の提起)

第九条 中央優生保護委員会の決定に対して不服のある者は、第七条の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起 することができる。

(優生手術の実施)

第十条 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確 定したときは、第五条第二項の医師が、優生手術を行う。

(費用の国庫負担)

第十一条 前条の規定によつて行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、国庫の負担とする。

第三章 母性保護

(任意の人工妊娠中絶)

- 第十二条 都道府県の区域を単位として設立せられた社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。) は、第三条第一項第一号から第四号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠 中絶を行うことができる。
- 2 前項の同意には、第三条第二項の規定を準用する。

(人工妊娠中絶の審査の申請)

- 第十三条 指定医師は、左の各号の一に該当する者に対して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護委員会に対し、人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を、申請することができる。
 - 一 別表中第一号又は第二号に掲げる疾患に罹つているもの
 - 二 分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの
 - 三 現に数人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの
 - 四 暴行若しくは脅迫によって、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したもの
- 2 前項の申請には、同項第一号から第三号の場合にあつては他の医師の意見書を、同項第四号の場合にあつては民 生委員の意見書を添えることを要する。
- 3 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足り、 本人が心神喪失の状況にあるときは後見人又は保佐人の同意をもつてこれに代えることができる。

(人工妊娠中絶の審査)

第十四条 地区優生保護委員会は、前条第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同条第一項に規定する要件を具えているかどうか及び未成年者についてはその同意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。

(人工妊娠中絶の実施)

第十五条 指定医師は、前条の決定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。

第四章 優生保護委員会

(優生保護委員会)

第十六条 優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護委員会を置く。

(種類と権限)

- 第十七条 優生保護委員会は、中央優生保護委員会、都道府県優生保護委員会及び地区優生保護委員会とする。
- 2 中央優生保護委員会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する適否の再審査を行う外、この法律で 定める優生保護上必要な事項を処理する。
- 3 都道府県優生保護委員会は、都道府県ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、優生手術に関する適否の 審査を行う。
- 4 地区優生保護委員会は、保健所の区域ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、人工妊娠中絶に関する適 否の審査を行う。

(構成)

- 第十八条 中央優生保護委員会は委員三十人以内で、都道府県優生保護委員会は委員十人以内で、地区優生保護委員 会は委員五人以内で、これを組織する。
- 2 各優生保護委員会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護委員会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護委員会及び地区優生保護委員会にあつては都道府県知事が、それぞれ、これを命ずる。
- 4 各優生保護委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

(委任事項)

第十九条 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護委員会の運営に関して必要な事項 は、命令でこれを定める。

第五章 優生結婚相談所

(優生結婚相談所)

第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応ずるとともに、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図つて、不良な子孫の出生を防止するため、優生結婚相談所を設置する。

(配置)

- 第二十一条 優生結婚相談所は、都道府県に少くとも一箇所以上、これを設置する。
- 2 優生結婚相談所は、保健所に、これを附置することができる。

(設置の認可)

- 第二十二条 国以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。
- 2 前項の優生結婚相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

(名称の独占)

第二十三条 この法律による優生結婚相談所でなければ、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

(委任事項)

第二十四条 この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 届出、禁止その他

(届出)

第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項、第十条又は第十五条の規定によって優生手術又は人工妊娠中絶を 行つた場合は、その日から三日以内に、その旨を、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

(通知)

第二十六条 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第二十七条 優生保護委員会の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第二十八条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。

第七章 罰則

(第二十二条違反)

第二十九条 第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものは、これを五 千円以下の罰金に処する。

(第二十三条違反)

第三十条 第二十三条の規定に違反して、優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者は、これを千円以下の過料 に処する。

(第二十五条違反)

第三十一条 第二十五条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

(第二十七条違反)

第三十二条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(第二十八条違反)

第三十三条 第二十八条の規定に違反して、優生手術を行つた者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に 処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

附 則

(施行期日)

第三十四条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

(関係法律の廃止)

第三十五条 国民優生法(昭和十五年法律第百七号)は、これを廃止する。

(罰則規定の効力の存続)

第三十六条 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前条の法律は、この法律施行後も、 なおその効力を有する。

(届出の特例)

第三十七条 第二十五条の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の屈出に関する規程)の規定による届出 をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

別表

一 遺伝性精神病

精神分裂病
躁鬱病
真性癲癎

一 遺伝性精神薄弱

度7公1工作作中 7 号33
白痴
痴愚
魯鈍

三 強度且つ悪質な遺伝性精神変質症

著しい性欲異常 兇悪な常習性犯罪者

四 強度且つ悪質な遺伝性病的性格

分裂病質 循環病質

五 強度且つ悪質な遺伝性身体疾患

癲癎病質

強度且つ悪質な遺伝性身体疾患
遺伝性進行性舞踏病
遺伝性脊髄性運動失調症
遺伝性小脳性運動失調症
筋萎縮性側索硬化症
脊髄性進行性筋萎縮症
神経性進行性筋萎縮症
進行性筋性筋栄養障碍症
筋緊張病
筋痙攣性癲癎
遺伝性震顫症
家族性小児四肢麻痺
痙攣性脊髄麻痺
強直性筋萎縮症
先天性筋緊張消失症
先天性軟骨発育障碍
多発性軟骨性外骨腫
白児
魚鱗癬
多発性軟性神経繊維腫
結節性硬化症
色素性乾皮症
先天性表皮水疱症
先天性ポルフイリン尿症
先天性手掌足蹠角化症
遺伝性視神経萎縮
網膜色素変性
黄斑部変性
網膜膠腫
先天性白内障
全色盲
牛眼
黒内障性白痴
先天性眼球震盪
青色鞏膜
先天性聾
遺伝性難聴

血友病

六 強度な遺伝性畸形

200 S 20 1 1 2 1 1 7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
裂手、裂足
指趾部分的肥大症
顔面披裂
先天性無眼球症
囊性脊髄披裂
先天性骨欠損症
先天性四肢欠損症
小頭症

その他厚生大臣の指定するもの

【参考】昭和24年法律第154号による改正(第5回国会閣法第147号、昭和24年5月23日成立・5月31日公布)

※厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

第1条 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

「優生保護委員会」を「優生保護審査会」に、「中央優生保護委員会」を「中央優生保護審査会」に、「都道府県優生保護委員会」を「都道府県優生保護審査会」に、「地区優生保護委員会」を「地区優生保護審査会」に改める。

第十八条第二項及び同条第四項中「各優生保護委員会」を「各優生保護審査会」に改める。

優生保護法の一部を改正する法律(昭和24年法律第216号) 第1次改正

(第5回国会参法第2号、昭和24年5月26日成立・6月24日公布)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるもの をいう。
- 2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎 児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章 優生手術

(任意の優生手術)

- 第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。 但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。
 - 一 本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの
 - 二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有し、且つ、子孫にこれが遺伝する虞れのあるもの有しているもの
 - 三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの
 - 四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの
 - 五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。 (強制優生手術の審査の申請)

第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていることを確認した場合において、その者に対し、その疾 患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前条の同意を得なくとも、都道 府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。申請しなければならな い。

(優生手術の審査)

- 第五条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知 するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、そ の結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。
- 2 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請書、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

- 第六条 前条第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同 条同項の通知を受けた日から二週間以内に、中央優生保護審査会に対して、その再審査を申請することができる。
- 2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

(優生手術の再審査)

第七条 中央優生保護審査会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に 通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優 生手術を受くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第八条 第四条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は中央優生保護審査会に対し、第五条第一項の審査又は前条の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

(訴の提起)

第九条 中央優生保護審査会の決定に対して不服のある者は、第七条の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起 することができる。

(優生手術の実施)

第十条 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確 定したときは、第五条第二項の医師が、優生手術を行う。

(費用の国庫負担)

第十一条 前条の規定によつて行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、国庫の負担とする。

第三章 母性保護

(任意の人工妊娠中絶)

- 第十二条 都道府県の区域を単位として設立せられた社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。) は、第三条第一項第一号から第四号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠 中絶を行うことができる。
- 2 前項の同意には、第三条第二項の規定を準用する。

(人工妊娠中絶の審査の申請)

- 第十三条 指定医師は、左の各号の一に該当する者に対して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護審査会に対し、人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を、申請することができる。
 - ─ 別表中第一号又は第二号に掲げる疾患に罹っているもの
 - 二 分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの
 - 三 現に数人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によって母体の健康を著しく害する虞れのあるもの
 - 一 本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱であるもの
 - 二 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害する虞れのあるもの
- 四三 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したもの
- 2 前項の申請には、同項第一号から第三号の場合にあっては他の医師の意見書を、同項第四号の場合にあっては民 生委員の意見書を添えることを要する。
- 2 前項の申請には、同項第一号の場合にあつては他の医師の意見書を、同項第二号の場合にあつては身体的理由によるときは他の医師の、経済的理由によるときは他の医師及び民生委員の意見書を、同項第三号の場合にあつては 民生委員の意見書を添えることを要する。
- 3 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足り、 本人が心神喪失の状況にあるときは後見人又は保佐人の同意をもつてこれに代えることができる。
- 3 第一項の同意には、第三条第二項の規定を準用する。
- 4 本人が心神喪失の状態にあるため、その意思を表示することができない場合において、親権者、後見人又は保佐 人があるときは、親権者、後見人又は保佐人の、親権者、後見人又は保佐人がないときは、親族の同意をもつて本 人の同意に代えることができ、そのいずれもないときは、本人の同意を必要としない。

(人工妊娠中絶の審査)

第十四条 地区優生保護審査会は、前条第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同条第一項に規定する要件を具えているかどうか及び未成年者についてはその同意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。

(人工妊娠中絶の実施)

第十五条 指定医師は、前条の決定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。

第四章 優生保護審査会

(優生保護審査会)

第十六条 優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護審査会を置く。

(種類と権限)

- 第十七条 優生保護審査会は、中央優生保護審査会、都道府県優生保護審査会及び地区優生保護審査会とする。
- 2 中央優生保護審査会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する適否の再審査を行う外、この法律で 定める優生保護上必要な事項を処理する。
- 3 都道府県優生保護審査会は、都道府県ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、優生手術に関する適否の 審査を行う。
- 4 地区優生保護審査会は、保健所の区域ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、人工妊娠中絶に関する適 否の審査を行う。

(構成)

- 第十八条 中央優生保護審査会は委員三十人以内で、都道府県優生保護審査会は委員十人以内で、地区優生保護審査 会は委員五人以内で、これを組織する。
- 2 各優生保護審査会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護審査会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護審査会及び地区優生保護審査会にあつては都道府県知事が、それぞれ、これを命ずる。
- 4 各優生保護審査会に、委員の互選による委員長一人を置く。

(委任事項)

第十九条 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護審査会の運営に関して必要な事項 は、命令でこれを定める。

第五章 優生結婚相談所

(優生結婚相談所)

第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応ずるとともに、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図って、不良な子孫の出生を防止するため、優生結婚相談所を設置する。

(優生結婚相談所)

第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受 胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生結婚相談所を設置する。

(配置)

- 第二十一条 優生結婚相談所は、都道府県に少くとも一箇所以上、これを設置する。
- 2 優生結婚相談所は、保健所に、これを附置することができる。

(設置の認可)

- 第二十二条 国以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。
- 2 前項の優生結婚相談所は、厚生大臣の定める基準によって医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

(名称の独占)

第二十三条 この法律による優生結婚相談所でなければ、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

(委任事項)

第二十四条 この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 届出、禁止その他

(届出)

第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項、第十条又は第十五条の規定によって優生手術又は人工妊娠中絶を 行った場合は、その日から三日以内に、その旨を、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

(通知)

第二十六条 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第二十七条 優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第二十八条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術生殖を不能にすることを目的として手術又 はレントゲン照射を行つてはならない。

第七章 罰則

(第二十二条違反)

第二十九条 第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものは、これを五 千円以下の罰金に処する。

(第二十三条違反)

第三十条 第二十三条の規定に違反して、優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者は、これを千円以下の過料 に処する。

(第二十五条違反)

第三十一条 第二十五条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

(第二十七条違反)

第三十二条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(第二十八条違反)

第三十三条 第二十八条の規定に違反して、優生手術を行った者違反した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

附 則

(施行期日)

第三十四条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

(関係法律の廃止)

第三十五条 国民優生法(昭和十五年法律第百七号)は、これを廃止する。

(罰則規定の効力の存続)

第三十六条 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前条の法律は、この法律施行後も、 なおその効力を有する。

(届出の特例)

第三十七条 第二十五条の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の屈出に関する規程)の規定による届出 をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

附 則 (昭和二四年五月三一日法律第一五四号)

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

第一次改正法律附則 (昭和二四年六月二四日法律第二一六号)

この法律は、公布の日から施行する。

	別表
	遺伝性精神病
	精神分裂病
	躁鬱病
	真性癲癇
= :	遺伝性精神薄弱
	白痴
	海愚
	鲁鈍
= 4	強度且つ悪質な遺伝性精神変質症

著しい性欲異常 兇悪な常習性犯罪者

四強度且つ悪質な遺伝性病的性格

分裂病質 循環病質 癲癇病質

五 強度且つ悪質な遺伝性身体疾患

遺伝性進行性舞踏病
遺伝性脊髄性運動失調症
遺伝性小脳性運動失調症
筋萎縮性側索硬化症
脊髄性進行性筋萎縮症
神経性進行性筋萎縮症
進行性筋性筋栄養障碍症
筋緊張病
筋痙攣性癲癇
遺伝性震顫症
家族性小児四肢麻痺
痙攣性脊髓麻痺
強直性筋萎縮症
先天性筋緊張消失症
先天性軟骨発育障碍
多発性軟骨性外骨腫
白児
魚鱗癬

多発性軟性神経繊維腫
結節性硬化症
色素性乾皮症
先天性表皮水疱症
<u> 先天性ポルフイリン尿症</u>
先天性手掌足蹠角化症
遺伝性視神経萎縮
網膜色素変性
黄斑部変性
網膜膠腫
先天性白内障
全色盲
牛眼
黒内障性白痴
先天性眼球震盪
青色鞏膜
先天性聾
遺伝性難聴
血友病

六一強度な遺伝性畸形

裂手、裂足
指趾部分的肥大症
<u> </u>
先天性無眼球症
囊性脊髄披裂
先天性骨欠損症
先天性四肢欠損症
小頭症

その他厚生大臣の指定するもの

一 遺伝性精神病

 精神分裂病

 そううつ病

 さんかん

二 遺伝性精神薄弱

三 顕著な遺伝性精神病質

<u>顕著な性欲異常</u> <u>顕著な犯罪傾向</u>

四 顕著な遺伝性身体疾患

ハンチントン氏舞踏病 遺伝性脊髄性運動失調症 遺伝性小脳性運動失調症 神経性進行性筋い縮症 進行性筋性筋栄養障がい症

<u>筋緊張病</u>
<u>先天性筋緊張消失症</u>
先天性軟骨発育障がい
<u>白児</u>
魚りんせん
多発性軟性神経繊維しゆ
<u>結節性硬化症</u>
<u>先天性表皮水はう症</u>
<u>先天性ポルフイリン尿症</u>
<u>先天性手掌足しよ角化症</u>
遺伝性視神経心縮
網膜色素変性
<u>全色盲</u>
<u>先天性眼球震とう</u>
青色きよう膜
遺伝性の難聴又はつんぼ
血友病

五 強度な遺伝性奇型

裂手、裂足先天性骨欠損症

【参考】昭和 26 年法律第 174 号による改正(第 10 回国会閣法第 150 号、昭和 26 年 5 月 25 日成立・6 月 1 日公布)

- ※審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律
- 第二条 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。 第十八条第一項中「三十人」を「二十五人」に改める。

優生保護法の一部を改正する法律(昭和27年法律第141号) 第2次改正

(第 13 回国会参法第 1 号、昭和 27 年 4 月 19 日成立・5 月 17 日公布)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるもの をいう。
- 2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎 児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章 優生手術

(任意の優生手術) (医師の認定による優生手術)

- 第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。 但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。
 - 本人又は配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの
 - 一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若し くは精神薄弱を有しているもの
 - 二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝 性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの
 - 三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの
 - 四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの
 - 五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの
- 2 前項第四号及び第五号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。
- 23 前項第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

(強制優生手術の審査の申請)(審査を要件とする優生手術の申請)

第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていることを確認した場合において、その者に対し、その疾 患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優 生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

(優生手術の審査)

- 第五条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知 するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、そ の結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。
- 2 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請書、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

- 第六条 前条第一項の規定によって、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同条同項の通知を受けた日から二週間以内に、中央優生保護審査会に対して、その再審査を申請することができる。
- 2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

(優生手術の再審査)

第七条 中央優生保護審査会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に 通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優 生手術を受くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第八条 第四条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は中央優生保護審査会に対し、第五条第一項の審査又は前条の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

(訴の提起)

第九条 中央優生保護審査会の決定に対して不服のある者は、第七条の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起 することができる。

(優生手術の実施)

第十条 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確 定したときは、第五条第二項の医師が、優生手術を行う。

(費用の国庫負担)

第十一条 前条の規定によつて行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、国庫の負担とする。

(精神病者等に対する優生手術)

- 第十二条 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹つている者について、精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。
- 第十三条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹つているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。
- 2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。

第三章 母性保護

(任意の人工妊娠中絶)

- 第十二条 都道府県の区域を単位として設立せられた社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。) は、第三条第一項第一号から第四号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠 中絶を行うことができる。
- 2 前項の同意には、第三条第二項の規定を準用する。

(医師の認定による人工妊娠中絶)

- 第十四条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。)は、 左の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。
 - 一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
 - 二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝 性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
 - 三 本人又は配偶者が癩疾患に罹つているもの
 - 四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
 - 五 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者が なくなつたときには本人の同意だけで足りる。
- 3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは、精神衛生法第二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。

(人工妊娠中絶の審査の申請)

- 第十三条 指定医師は、左の各号の一に該当する者に対して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護審査会に対し、人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を、申請することができる。
- 一本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱であるもの
 - 二 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害する慮れのあるもの
- 2 前項の申請には、同項第一号の場合にあつては他の医師の意見書を、同項第二号の場合にあつては身体的理由によるときは他の医師の、経済的理由によるときは他の医師及び民生委員の意見書を、同項第三号の場合にあつては 民生委員の意見書を添えることを要する。
- 3 第一項の同意には、第三条第二項の規定を準用する。
- 4 本人が心神喪失の状態にあるため、その意思を表示することができない場合において、親権者、後見人又は保佐 人があるときは、親権者、後見人又は保佐人の、親権者、後見人又は保佐人がないときは、親族の同意をもつて本 人の同意に代えることができ、そのいずれもないときは、本人の同意を必要としない。

(人工妊娠中絶の審査)

第十四条 地区優生保護審査会は、前条第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同条第一項に規定する要件を具えているかどうか及び未成年者についてはその同意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。

(人工妊娠中絶の実施)

第十五条 指定医師は、前条の決定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。

(受胎調節の実地指導)

- 第十五条 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県 知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。但し、子宮腔内に避妊用の器具をそう入する行為 は、医師でなければ業として行つてはならない。
- 2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定す る講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。

第四章 優生保護審査会

(優生保護審査会)

第十六条 優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護審査会を置く。

(種類と権限)

- 第十七条 優生保護審査会は、中央優生保護審査会、<u>都道府県優生保護審査会及び地区優生保護審査会及び都道府県</u> 優生保護審査会とする。
- 2 中央優生保護審査会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する適否の再審査を行う外、この法律で 定める優生保護上必要な事項を処理する。
- 3 都道府県優生保護審査会は、都道府県ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、優生手術に関する適否の 審査を行う。
- 4 地区優生保護審査会は、保健所の区域ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、人工妊娠中絶に関する適 否の審査を行う。

(構成)

- 第十八条 中央優生保護審査会は委員二十五人以内で、都道府県優生保護審査会は委員十人以内で、地区優生保護審 査会は委員五人以内で、これを組織する。
- 2 各優生保護審査会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護審査会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護審査会及び地区優生保護審査会にあつては都道府県知事が、それぞれ、これを命ずる。
- 4 各優生保護審査会に、委員の互選による委員長一人を置く。
- 5 都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第 二百三条(報酬及び費用弁償)の規定を準用する。

(委任事項)

第十九条 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護審査会の運営に関して必要な事項 は、命令でこれを定める。

第五章 優生結婚相談所優生保護相談所

(優生結婚相談所優生保護相談所)

第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受 胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生結婚相談所優生保護相談所を設置する。

<u>(配置)</u>

- 第二十一条 優生結婚相談所は、都道府県に少くとも一箇所以上、これを設置する。
- 2 優生結婚相談所は、保健所に、これを附置することができる。

(設置)

- 第二十一条 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しなければならない。
- 2 前項の優生保護相談所は、保健所に附置することができる。
- 3 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を 受けなければならない。
- 4 国は、第一項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することができる。

(設置の認可)

- 第二十二条 国以外の者は、優生結婚相談所国、<u>都道府県及び保健所を設置する市以外の者は、優生保護相談所</u>を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。
- 2 前項の優生結婚相談所優生保護相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備 をそなえなければならない。

(名称の独占)

第二十三条 この法律による優生結婚相談所<u>この法律による優生保護相談所</u>でなければ、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(委任事項)

第二十四条 この法律で定めるものの外、優生結婚相談所優生保護相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 届出、禁止その他

(届出)

第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項、第十条又は第十五条、第十三条第二項又は第十四条第一項の規定 によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その日から三日以内に、その旨を、その月中の手術の結果を 取りまとめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

(通知)

第二十六条 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第二十七条 優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所優生手術の審査若しくは施行の事務又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した

<u>者及び優生保護相談所</u>の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第二十八条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレント ゲン照射を行つてはならない。

第七章 罰則

(第十五条第一項違反)

第二十九条 第十五条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(第二十二条違反)

第<u>二十九三十</u>条 第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所優生保護相談所</u>を開設したものは、これを五千円五万円以下の罰金に処する。

(第二十三条違反)

第<u>二十三十一</u>条 第二十三条の規定に違反して、<u>優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者優生保護相談所と</u>いう文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを<u>千円一万円</u>以下の過料に処する。

(第二十五条違反)

第<u>二十一</u>三十二条 第二十五条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

(第二十七条違反)

第三十二三十三条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二 万円五万円以下の罰金に処する。

(第二十八条違反)

第<u>二十三三十四</u>条 第二十八条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五万円十万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

附 則

(施行期日)

第三十四三十五条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

(関係法律の廃止)

第三十五三十六条 国民優生法(昭和十五年法律第百七号)は、これを廃止する。

(罰則規定の効力の存続)

第<u>三十六</u>三十七条 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前条の法律は、この法律施行 後も、なおその効力を有する。

(届出の特例)

第<u>三十七三十八</u>条 第二十五条の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の屈出に関する規程)の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

附 則 (昭和二四年五月三一日法律第一五四号)

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

第一次改正法律附則 (昭和二四年六月二四日法律第二一六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二六年六月一日法律第一七四号) 抄

附 則 (昭和二七年五月一七日法律第一四一号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 2 この法律施行の際、都道府県及び保健所を設置する市が設置している優生結婚相談所は、改正後の第二十一条第 三項(厚生大臣の設置についての承認)の規定による承認を受けて設置した優生保護相談所とみなす。
- 3 改正前の第二十二条(優生結婚相談所設置の認可)の規定による優生結婚相談所の設置の認可は、改正後の第二十二条(優生保護相談所の設置の認可)の規定による優生保護相談所の設置の認可とみなす。
- 4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別 表

一 遺伝性精神病

精神分裂病	
そううつ病	
さんかん	

- 二 遺伝性精神薄弱
- 三 顕著な遺伝性精神病質

顕著な性欲異常	
顕著な犯罪傾向	

四 顕著な遺伝性身体疾患

タイプ 国内に対 下八心
ハンチントン氏舞踏病
遺伝性脊髄性運動失調症
遺伝性小脳性運動失調症
神経性進行性筋、液縮症
進行性筋性筋栄養障がい症
筋緊張病
先天性筋緊張消失症
先天性軟骨発育障がい
白児
魚りんせん
多発性軟性神経繊維しゆ
結節性硬化症
先天性表皮水ほう症
先天性ポルフイリン尿症
先天性手掌足しよ角化症
遺伝性視神経心縮
網膜色素変性
全色盲
先天性眼球震とう
青色きよう膜
遺伝性の難聴又はつんぼ
血友病

五 強度な遺伝性奇型

裂手、裂足

- 【参考】昭和 28 年法律第 213 号による改正(第 16 回国会閣法第 107 号、昭和 28 年 8 月 7 日成立・8 月 15 日公布)
- ※地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

(優生保護法の一部改正)

- 第二十四条 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。 第六条に次の一項を加える。
 - 3 前二項の規定による再審査の申請は、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県優生保護審査会は、必要な意見を附さなければならない。

第十五条に次の一項を加える。

- 3 前二項に定めるものの外、都道府県知事の指定又は認定に関して必要な事項は、政令でこれを定める。 第二十二条に次の一項を加える。
- 3 厚生大臣は、第一項の優生保護相談所が前項の基準に該当しなくなつたときは、その認可を取り消すことができる。この場合においては、厚生大臣は、優生保護相談所の設置者に釈明の機会を与えるため、職員をして当該設置者について聴聞を行わせなければならない。

優生保護法の一部を改正する法律(昭和30年法律第127号) 第3次改正 (抜粋)

(第22回国会参法第18号、昭和30年7月29日成立・8月5日公布)

附 則

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

- 第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和三十五年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号)第二十九条第一項及び第四十四条第八号の規定にかかわらず、販売することができる。
- 2 都道府県知事は、第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。
 - 一 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品につき薬事法第三十三条の規定の適用がある場合において、同 条の規定による検査に合格しない当該医薬品を販売したとき
 - 二 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき
 - 三 前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき
- 3 都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、処分の事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の 一週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。ただし、都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで前項に規定する処分をすることができる。

附 則 (昭和三〇年八月五日法律第一二七号)

優生保護法の一部を改正する法律(昭和 35 年法律第 55 号) 第 4 次改正 (抜粋)

(第34回国会参法第1号、昭和35年4月15日成立・4月21日公布)

(費用の国庫負担)

- 第十一条 前条の規定によって行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところによって、国庫の負担とする。 (費用の負担)
- 第十一条 前条の規定によって行なう優生手術に関する費用は、政令の定めるところにより、当該都道府県の支弁とする。
- 2 前項の費用は、国庫の負担とする。

附 則

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

- 第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和三十五年七月三十一日昭和四十 年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指 定するものに限り、薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号)第二十九条第一項及び第四十四条第八号の規定にか かわらず、販売することができる。
- 2 (略)
- 3 (略)

附 則 (昭和三五年四月二一日法律第五五号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の優生保護法第十一条の規定は、昭和三十五年四月一日以後 に同法第十条の規定により行なう優生手術に関する費用について適用し、同日前に同条の規定により行なう優生手 術に関する費用については、なお従前の例による。

【参考】昭和 35 年法律第 145 号による改正(第 34 回国会閣法第 127 号、昭和 35 年 7 月 15 日成立・8 月 10 日公 布)

※薬事法

附 則

(優生保護法の一部改正)

第二十一条 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号)第二十九条第一項及び第四十四条第八号」を「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十四条第一項」に改め、同条第二項第一号中「薬事法第三十三条」を「薬事法第四十三条」に、「検査」を「検定」に改める。

【参考】昭和 37 年法律第 140 号による改正(第 40 回国会閣法第 135 号、昭和 37 年 5 月 7 日成立・5 月 16 日公布)

※行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

(優生保護法の一部改正)

第四十二条 優生保護法 (昭和二十三年法律第百五十六号) の一部を次のように改正する。

第九条中「第七条の通知を受けた日から一箇月以内に」を「その取消しの」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(争訟の方式)

第九条の二 第五条第一項の規定による優生手術を受くべき旨の決定に不服がある者は、第六条及び前条の規定によることによつてのみ争うことができる。

優生保護法の一部を改正する法律(昭和 40 年法律第 128 号) 第 5 次改正 (抜粋)

(第48回国会参法第17号、昭和40年5月31日成立・6月11日公布)

附 則

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

- 第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和四十年七月三十一日昭和四十五年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。
- 2 (略)
- 3 (略)

附 則 (昭和四〇年六月一一日法律第一二八号)

「【参考】昭和 42 年法律第 120 号による改正(第 55 回国会閣法第 134 号、昭和 42 年 7 月 21 日成立・8 月 1 日公布)

※許可、認可等の整理に関する法律

(優生保護法の一部改正)

第十五条 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。 第二十一条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

優生保護法の一部を改正する法律(昭和 45 年法律第 64 号) 第 6 次改正 (抜粋)

(第63回国会参法第22号、昭和45年5月13日成立・5月18日公布)

附 則

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

- 第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和四十五年七月三十一日昭和五十 年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指 定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売するこ とができる。
- 2 (略)
- 3 (略)

附 則 (昭和四五年五月一八日法律第六四号)

優生保護法の一部を改正する法律(昭和 50 年法律第 44 号) 第7次改正 (抜粋)

(第75回国会衆法第31号、昭和50年6月6日成立・6月25日公布)

附 則

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

- 第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和五十年七月三十一日昭和五十五 年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指 定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売するこ とができる。
- 2 (略)
- 3 (略)

附 則 (昭和五〇年六月二五日法律第四四号)

優生保護法の一部を改正する法律(昭和 55 年法律第 83 号) 第 8 次改正 (抜粋)

(第93回国会衆法第4号、昭和55年10月29日成立・11月6日公布)

附 則

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

- 第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和五十五年七月三十一日昭和六十年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。
- 2 (略)
- 3 (略)

附 則 (昭和五五年一一月六日法律第八三号)

【参考】昭和56年法律第51号による改正(第94回国会閣法第46号、昭和56年5月15日成立・5月25日公布) ※障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律

(優生保護法の一部改正)

第九条 優生保護法 (昭和二十三年法律第百五十六号) の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第四条、第十二条関係)」に改め、同表第四号中「つんぼ」を「ろう」に改める。

【参考】昭和 57 年法律第 80 号による改正(第 94 回国会閣法第 74 号、昭和 57 年 8 月 10 日成立・8 月 17 日公布) ※老人保健法

附 則

(優生保護法の一部改正)

第三十八条 優生保護法 (昭和二十三年法律第百五十六号) の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第七条から第九条までの規定中「中央優生保護審査会」を「公衆衛生審議会」に改める。 第四章の章名を次のように改める。

第四章 都道府県優生保護審査会

第十六条及び第十七条を次のように改める。

(都道府県優生保護審査会)

第十六条 優生手術に関する適否の審査を行うため、都道府県知事の監督に属する都道府県優生保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

第十七条 削除

第十八条第一項を次のように改める。

審査会は、委員十人以内で組織する。

第十八条第二項中「各優生保護審査会」を「審査会」に改め、同条第三項中「中央優生保護審査会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護審査会にあつては」を削り、「、それぞれ、これを命ずる」を「任命する」に改め、同条第四項中「各優生保護審査会」を「審査会」に改め、同条第五項中「都道府県優生保護審査会」を「審査会」に改める。

第十九条中「定めるものの外」を「定めるもののほか」に、「優生保護審査会」を「審査会」に改める。

第二十七条中「優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術の審査若しくは施行の事務」を「優生手術の審査又はその事務に従事した者、優生手術」に改める。

第二十九条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第三十条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第三十一条及び第三十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

第三十三条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第三十四条中「十万円」を「五十万円」に改める。

(優生保護法の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 前条の規定の施行の日前にした行為に対する優生保護法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

優生保護法の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 72 号) 第 9 次改正 (抜粋)

(第 102 回国会衆法第 33 号、昭和 60 年 6 月 19 日成立・6 月 25 日公布)

附 則

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

- 第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和六十年七月三十一日昭和六十五 年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指 定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売するこ とができる。
- 2 (略)
- 3 (略)

附 則 (昭和六〇年六月二五日法律第七二号)

【参考】昭和 62 年法律第 98 号による改正(第 108 回国会閣法第 64 号、昭和 62 年 9 月 18 日成立・9 月 26 日公布)

※精神衛生法等の一部を改正する法律

附 則

(社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正)

- 第十二条 次に掲げる法律の規定中「精神衛生法」を「精神保健法」に改める。
 - 一 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十三条第二項
 - 二 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)第十二条及び第十四条第三項
 - 三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の十四第一項及び第七十二条の十七第一項
 - 四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第五条第一項第二号
 - 五 租税特别措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項第三号
 - 六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第三十一条第一 項
 - 七 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)別表

優生保護法の一部を改正する法律(平成2年法律第56号) 第10次改正 (抜粋)

(第 118 回国会衆法第 16 号、平成 2 年 6 月 22 日成立・6 月 29 日公布)

附 則

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

- 第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和六十五年七月三十一日平成七年 七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定 するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売すること ができる。
- 2 (略)
- 3 (略)

附 則 (平成二年六月二九日法律第五六号)

【参考】平成5年法律第74号による改正(第126回国会閣法第74号、平成5年6月11日成立・6月18日公布) ※精神保健法等の一部を改正する法律

附 則

(優生保護法の一部改正)

第七条 優生保護法 (昭和二十三年法律第百五十六号) の一部を次のように改正する。

第十二条中「罹つている」を「かかつている」に、「保護義務者」を「保護者」に改める。

第十四条第一項中「指定医師」を「「指定医師」」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「癩疾患」を「らい疾患」に、「罹つている」を「かかつている」に改め、同条第三項中「保護義務者」を「保護者」に改める。

【参考】平成5年法律第89号による改正(第128回国会閣法第8号、平成5年11月5日成立・11月12日公布) ※行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(優生保護法の一部改正)

第九十四条 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項後段を削る。

第三十九条第三項を次のように改める。

3 前項の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知は、聴聞の期日 の一週間前までにしなければならない。

【参考】平成6年法律第84号による改正(第129回国会閣法第36号、平成6年6月22日成立・7月1日公布) ※地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律

(優生保護法の一部改正)

第二十一条 優先保護法 (昭和二十三年法律第百五十六号) の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に改める。

第二十二条第一項中「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に、「厚生大臣」を「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第三項において同じ。)」に改め、同条第三項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第三十条の見出し中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改め、同条中「第二十二条」を「第二十二条第 一項」に改め、「厚生大臣の認可を得ないで」を削る。

【参考】平成7年法律第94号による改正(第132回国会閣法第35号、平成7年5月12日成立・5月19日公布) ※精神保健法の一部を改正する法律

附 則

(社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正)

- 第十一条 次に掲げる法律の規定中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。
 - 一 社会保険診療報酬支払基金法 (昭和二十三年法律第百二十九号) 第十三条第二項
 - 二 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)第十二条及び第十四条第三項
 - 三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の十四第一項及び第七十二条の十七第一項
 - 四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第五条第一項第二号
 - 五 租税特别措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項第三号
 - 六 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十五条第六項
 - 七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)附則第五条第一項第三号
 - 八 国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三号)第一条のうち、第百十六条の二の改正 規定

優生保護法の一部を改正する法律(平成7年法律第108号) 第11次改正 (抜粋)

(第132回国会衆法第7号、平成7年6月9日成立・6月16日公布)

附 則

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

- 第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成七年七月三十一日平成十二年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。
- 2 (略)
- 3 (略)

附 則 (平成七年六月一六日法律第一〇八号)

【参考】平成8年法律第28号による改正(第136回国会閣法第36号、平成8年3月27日成立・3月31日公布) ※ らい予防法の廃止に関する法律

附則

(優生保護法の一部改正)

第六条 優生保護法 (昭和二十三年法律第百五十六号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を削り、同項第四号中「虞れ」を「おそれ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「且つ」を「かつ」に、「虞れ」を「おそれ」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「前項第四号及び第五号」を「前項第三号及び第四号」に改める。

第十四条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「<u>姦淫されて」を「<u>姦淫されて</u>」 に改め、同号を同項第四号とする。</u>

優生保護法の一部を改正する法律(平成8年法律第105号) 第12次改正

(第 136 回国会衆法第 15 号、平成 8 年 6 月 18 日成立・6 月 26 日公布)

優生保護法母体保護法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに<u>不妊手術及び人工妊娠中絶に関する</u> 事項を定めること等により、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律で優生手術<u>不妊手術</u>とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。
- 2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎 児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章 優生手術第二章 不妊手術

(医師の認定による優生手術)

- 第三条 医師は、<u>左の</u>次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意<u>並びに及び</u>配偶者(<u>届出をしないが</u>届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、優生手術不妊手術を行うことができる。但しただし、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。
 - 一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若し くは精神薄弱を有しているもの
 - 二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝 性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの
 - 三一 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの
 - 四二 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの
- 2 <u>前項第三号及び第四号前項各号</u>に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術<u>不妊手術</u> を行うことができる。
- 3 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

(審査を要件とする優生手術の申請)

第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

(優生手術の審査)

- 第五条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知 するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、そ の結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。
- 2 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請書、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。 (再審査の申請)
- 第六条 前条第一項の規定によって、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同 条同項の通知を受けた日から三週間以内に、公衆衛生審議会に対して、その再審査を申請することができる。
- 2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

3 前二項の規定による再審査の申請は、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県優生保護審査会は、必要な意見を附さなければならない。

(優生手術の再審査)

第七条 公衆衛生審議会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知 するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手 術を受くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第八条 第四条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は公衆衛生審議会に対し、第五条第一項の審査又は前条の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

(訴の提起)

第九条 公衆衛生審議会の決定に対して不服のある者は、その取消しの訴を提起することができる。

(争訟の方式)

第九条の二 第五条第一項の規定による優生手術を受くべき旨の決定に不服がある者は、第六条及び前条の規定によることによってのみ争うことができる。

(優生手術の実施)

第十条 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確 定したときは、第五条第二項の医師が、優生手術を行う。

(費用の負担)

- 第十一条 前条の規定によって行なう優生手術に関する費用は、政令の定めるところにより、当該都道府県の支弁と する
- 2 前項の費用は、国庫の負担とする。

(精神病者等に対する優生手術)

- 第十二条 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱にかかつている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合)又は同法第二十一条(市町村長が保護者となる場合)に規定する保護者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。
- 第十三条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生 手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。
- 2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があったときは、優生手術を行うことができる...

第四条から第十三条まで 削除

第三章 母性保護

(医師の認定による人工妊娠中絶)

- 第十四条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。) は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。
 - ― 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
 - 三 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝 性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
 - 三一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
 - 四二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に<u>姦淫されて妊娠したもの</u>
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者が なくなつたときには本人の同意だけで足りる。

3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合)又は同法第二十一条(市町村長が保護者となる場合)に規定する保護者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。

(受胎調節の実地指導)

- 第十五条 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県 知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。但し、子宮腔内に避妊用の器具をそう入する行為 は、医師でなければ業として行つてはならない。
- 2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従って都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。
- 3 前二項に定めるものの外、都道府県知事の指定又は認定に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第四章 都道府県優生保護審査会

(都道府県優生保護審査会)

第十六条 優生手術に関する適否の審査を行うため、都道府県知事の監督に属する都道府県優生保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

第十七条 削除

(構成)

- 第十八条 審査会は、委員士人以内で組織する。
- 2 審査会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、都道府県知事が任命する。
- 4 審査会に、委員の互選による委員長一人を置く。
- 5 審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条(報酬及び費用弁償)の規定を準用する。

(委任事項)

第十九条 この法律で定めるもののほか、委員の任期、委員長の職務その他審査会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第五章 優生保護相談所

(優生保護相談所)

第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受 胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生保護相談所を設置する。

(設置)

- 第二十一条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、優生保護相談所を設置しなければならない。
- 2 前項の優生保護相談所は、保健所に附置することができる。
- 3 国は、第一項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の 一部を補助することができる。

(設置の認可)

- 第二十二条 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区以外の者は、優生保護相談所を設置しようとするときは、 厚生大臣の認可を得なければならない。
- 2 前項の優生保護相談所は、厚生大臣の定める基準によって医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。
- 3 厚生大臣は、第一項の優生保護相談所が前項の基準に該当しなくなったときは、その認可を取り消すことができる。

(名称の独占)

第二十三条 この法律による優生保護相談所でなければ、その名称中に、優生保護相談所という文字又はこれに類似 する文字を用いてはならない。

(委任事項)

第二十四条 この法律で定めるものの外、優生保護相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章及び第五章 削除

第十六条から第二十四条まで 削除

第六章 届出、禁止その他

(届出)

第二十五条 医師又は指定医師は、第三条第一項、第十条、第十三条第二項又は第十四条第一項の規定によって優生 手術<u>不妊手術</u>又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに、理由を記 して、都道府県知事に届け出なければならない。

(通知)

第二十六条 <u>優生手術不妊手術</u>を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、<u>優生手術不妊手術</u>を 受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第二十七条 優生手術の審査又はその事務に従事した者、優生手術不妊手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事 した者及び優生保護相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後におい ても同様とする。

(禁止)

第二十八条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレント ゲン照射を行つてはならない。

第七章 罰則

(第十五条第一項違反)

第二十九条 第十五条第一項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第二十二条違反)

第三十条 第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生保護相談所を開設したものは、これを三十 万円以下の罰金に処する。

(第二十三条違反)

第三十一条 第二十三条の規定に違反して、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを十万円以下の過料に処する。

第三十条及び第三十一条削除

(第二十五条違反)

第三十二条 第二十五条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを十万円以下の罰金に処する。

(第二十七条違反)

第三十三条 第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は三十万円 以下の罰金に処する。

(第二十八条違反)

第三十四条 第二十八条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。そのため に、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

附 則

(施行期日)

第三十五条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

(関係法律の廃止)

第三十六条 国民優生法(昭和十五年法律第百七号)は、これを廃止する。

(罰則規定の効力の存続)

第三十七条 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前条の法律は、この法律施行後も、 なおその効力を有する。

(届出の特例)

第三十八条 第二十五条の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の屈出に関する規程)の規定による届出 をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

- 第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成十二年七月三十一日までを限り、 その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号)第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。
- 2 都道府県知事は、第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。
 - 一 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品につき薬事法第四十三条の規定の適用がある場合において、同 条の規定による検定に合格しない当該医薬品を販売したとき
 - 二 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき
 - 三 前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき
- 3 前項の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一 週間前までにしなければならない。

附 則 (昭和二四年五月三一日法律第一五四号)

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

第一次改正法律附則 (昭和二四年六月二四日法律第二一六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二六年六月一日法律第一七四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年五月一七日法律第一四一号) 抄

- 1 この法律は、公布の目から起算して十日を経過した目から施行する。
- 2 この法律施行の際、都道府県及び保健所を設置する市が設置している優生結婚相談所は、改正後の第二十一条第 三項(厚生大臣の設置についての承認)の規定による承認を受けて設置した優生保護相談所とみなす。
- 3 改正前の第二十二条(優生結婚相談所設置の認可)の規定による優生結婚相談所の設置の認可は、改正後の第二十二条(優生保護相談所の設置の認可)の規定による優生保護相談所の設置の認可とみなす。
- 4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和二八年八月一五日法律第二一三号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三〇年八月五日法律第一二七号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年四月二一日法律第五五号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の優生保護法第十一条の規定は、昭和三十五年四月一日以後に同法第十条の規定により行なう優生手術に関する費用について適用し、同日前に同条の規定により行なう優生手術に関する費用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三五年八月一〇日法律第一四五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一四〇号) 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも 適用する。ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法 律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による 改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
- 6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなったものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方 を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申 立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。
- 8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則 (昭和四〇年六月——日法律第一二八号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月一日法律第一二〇号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年五月一八日法律第六四号)

この法律は、公布の目から施行する。

附 則 (昭和五〇年六月二五日法律第四四号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年一一月六日法律第八三号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年五月二五日法律第五一号)

附 則 (昭和五七年八月一七日法律第八○号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五章、第八十四条、第八十七条第二項、附則第三十一条及び附則第三十二条の規定(附則第三十一条の規定による社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の改正規定を除く。)は公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二章、第三十条(中央社会保険医療協議会に関する部分に限る。)及び附則第三十八条から附則第四十条までの規定に公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(優生保護法の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 前条の規定の施行の目前にした行為に対する優生保護法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年六月二五日法律第七二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月二六日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第五六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年六月一八日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞 又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求め がされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関 係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年七月一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成七年五月一九日法律第九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附 則 (平成七年六月一六日法律第一〇八号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年三月三一日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月二六日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律による改正前の優生保護法(以下「旧法」という。)第十条の規定により行われた優生手術に関する費用の支弁及び負担については、なお従前の例による。
- 第三条 旧法第三条第一項、第十条、第十三条第二項又は第十四条第一項の規定により行われた優生手術又は人工妊娠中絶に係る旧法第二十五条の届出については、なお従前の例による。
- 第四条 旧法第二十七条に規定する者の秘密を守る義務については、なお従前の例による。
- 第五条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律 の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

别表(第四条、第十二条関係)

 遺伝性精神病	
精神分裂病	
そううつ病	
さんかん	

二 遺伝性精神薄弱

三 顕著な遺伝性精神病質

顕著な性慾異常

顕著な犯罪傾向

四 顕著な遺伝性身体疾患

実有な区内エカドハ心
ハンチントン氏舞踏病
遺伝性脊髄性運動失調症
遺伝性小脳性運動失調症
神経性進行性筋心縮症
進行性筋性筋栄養障がい症
筋緊張病
先天性筋緊張消失症
先天性軟骨発育障がい
白児
魚りんせん
多発性軟性神経繊維しゆ
結節性硬化症
先天性表皮水ほう症
先天性ポルフイリン尿症
先天性手掌足しよ角化症
遺伝性視神経い縮
網膜色素変性
全色盲
先天性眼球震とう
青色きよう膜
遺伝性の難聴又はろう
血友病

五一強度な遺伝性奇型